

平成27年度

事業報告書

平成27年4月1日～平成28年3月31日

Japan Securities Dealers Association

日本証券業協会

目 次

御挨拶	1
第1編 事業報告	5
第1章 事業活動の概要	5
第2章 業務に関する事項	11
1 協会員に関する事項	11
2 金融・資本市場活性化への対応	12
3 証券決済制度改革への取組み	16
4 各種要望	17
5 調査・研究に関する事項	23
6 証券知識の普及・啓発に関する事項	32
7 株式市場等に関する事項	37
8 公社債市場等に関する事項	38
9 外国証券等に関する事項	39
10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項	41
11 投資勧誘等に関する事項	41
12 研修・資格試験に関する事項	44
13 監査・モニタリング等に関する事項	46
14 あっせん・苦情相談に関する事項	50
15 国際交流に関する事項	51
16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項	55
17 地区協会に関する事項	56
18 内部監査に関する事項	57
19 その他	58
第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等	59
第2編 財務報告	72

第3編 資 料	121
1 全国証券大会所信	121
2 協会員に関する状況	122
3 協会員の従業員の状況	125
4 株主コミュニティの状況	126
5 グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の状況	127
6 上場株券等の取引所金融商品市場外売買の状況	128
7 時価発行公募増資の実施状況等	129
8 公社債の状況	130
9 店頭CFDの状況	133
10 外国証券に関する事項	134
11 研修・資格試験の実施状況	135
12 金融・証券知識の普及・啓発に関する事項	138
13 税務相談に関する事項	139
14 定款・諸規則改正等	140
~~~~~	
○ 会員名簿	142
○ 特定業務会員名簿	146
○ 特別会員名簿	146
○ 理事会・常勤役員等名簿	149
○ 会議・委員会委員等名簿	150
○ 地区協会関係名簿	152
○ 事務局機構	154
・ 事務局組織の変更	154
・ 主要会議体の機能と構成及び事務局組織	155
・ 本部、地区協会所在地	156
・ 日本証券業協会のウェブサイト等について	157



## 御 挨 拶

会 長 稲 野 和 利

この度、平成27年度の事業報告書を取りまとめましたので、この機会に御挨拶申し上げます。

本年度の株式市場、我が国経済を振り返りますと、まず、株式市場については、年度前半は昨年4月に日経平均株価が15年ぶりに2万円台に乗せるなど堅調な動きでしたが、年度後半は中国等の新興国・資源国の景気減速や円高に見舞われたことなどから下落基調となり、年度初めである昨年4月1日の終値（19,034円）と年度末である本年3月31日の終値（16,758円）を比較いたしますと2,276円（約12%）の下落となりました。

他方、我が国経済は、成長戦略の一体的な促進等により、多くの企業が過去最高の企業収益を記録するなど力強さが感じられ、新たな成長局面を迎えつつあります。政府は、日本再興戦略の改訂に続き、一億総活躍社会を実現するための新三本の矢（希望を生み出す強い経済、夢をつむぐ子育て支援、安心につながる社会保障）を打ち出しました。安定的経済成長に向けた道筋を確実なものとし、将来に向けた発展の礎を再構築するための政策が大胆かつ力強く実行・実現されることが期待される中、本協会といたしましても、日本再興戦略等に盛り込まれた主要施策の具体化・実行に向けて積極的に貢献すべく、「活力ある金融資本市場の実現」、「投資による資産形成の推進」を本年度の主要課題として掲げ、各種取組みを推し進めました。

ここではその中から、「中長期的な資産形成の促進」、「仲介者の機能・信頼性の向上」、「金融リテラシーの普及・推進」、「日本市場の魅力と可能性の積極的な情報発信」について所見を申し述べます。

### （中長期的な資産形成の促進）

少子高齢化が進み、公的年金に負荷がかかることが予想される我が国においては、個人の自助努力による資産形成の重要性はますます高まっています。本協会の重点テーマとしての「個人投資家の裾野拡大」という観点からも、NISAの普及をより強力に推進していかなければならないと考えております。本年から非課税枠が100万円から120万円に拡大し使い勝手がよくなったNISAに加え、4月よりジュニアNISAがスタートいたしました。ジュニアNISAの導入によって、NISAと合わせて、人が生まれてからの一生を通じて非課税制度を活用したシームレスな資産形成を行うことが可能となります。これを契機に家

族や家計単位での資産形成について各家庭が考え、若年層の資産形成と世代間の資産移転が一層促進されることが期待されます。

本協会では、引き続き、NISA及びジュニアNISAの活用によって多くの方々が投資を通じた資産形成を行えるよう、より積極的な普及啓発活動を実施するとともに、制度の利便性の向上や恒久化についても、その実現に向けて取り組んでまいります。

更に、デリバティブ取引の金融所得課税の一体化に向けた検討、上場株式等の世代間資産移転や確定拠出年金制度の利用促進に資する税制面での取組み等を進めます。

#### (仲介者の機能・信頼性の向上)

昨年、いわゆるレセプト債の発行会社等が破綻し、本年になって、レセプト債を販売した複数の証券会社に行政処分が科せられることとなりました。当該債券を購入した多くの投資家の方々に影響を及ぼす事態となり、投資家から証券会社への信頼を損なう事態に至ったことは、極めて遺憾であり、非常に重く受け止めております。

証券界にとって市場の活性化は継続的な重要課題ですが、その大前提は市場の公正性、透明性の確保であることは言うまでもありません。市場関係者の方々には信頼性の確保に尽力していただくとともに、本協会といたしましても、市場規律の維持、市場仲介者の機能・信頼性の向上に向け、より適切に自主規制機能を発揮できるよう、各課題に取り組んでまいり所存であります。

#### (金融リテラシーの普及・推進)

投資を行うためには、金融商品や取引に関する知識、情報を正しく理解し、自らが主体的に判断できる能力、いわゆる金融リテラシーを身に付けることが必要不可欠であり、NISA及びジュニアNISAを契機に国民全体の金融リテラシーの向上を図るべく、金融・証券知識の普及啓発活動を進めていきたいと考えております。

まず、小・中学校から社会人までの各段階において幅広く金融リテラシーを浸透させ、その定着に努めます。学校教育においては、文部科学省に対し中学校・高等学校における金融経済教育の更なる拡充を要望するとともに、要望の実現に向け関係各方面への働きかけを推進いたします。更に、教育現場への講師派遣や学習教材の提供等、教育支援活動の一層の拡充を図ります。また、若年層の投資に対する興味・関心を喚起するコンテンツの整備やSNS等による情報発信の拡充を図るとともに、若年層や投資未経験者を対象とするセミナーの拡充等の取組みを進めてまいります。

#### (日本市場の魅力と可能性の積極的な情報発信)

本年3月、米国証券金融市場協会との共催により、ニューヨークにおいて、第8回日本証券サミットを開催いたしました。本サミットでは、多くの著名なスピーカー・パネリストの皆様から、現政権の財政・金融政策や成長戦略の今後の見通し、コーポレートガバナンス改革のフォローアップとROEの向上、国際金融センターとしての取組みなどが紹介され、投資対象、取引・ビジネスの場としての日本の魅力

を十分にアピールできたと感じております。

また、世界経済が不確実性を増していく中、本サミットにおいて、直接現地に赴き、投資家・市場関係者等に直接タイムリーな情報を伝えることができたことは大変意義があったと感じております。今後も、日本市場に関する海外への情報発信を継続して実行していきたいと考えております。

以上、本協会の取組状況を概観し、その背景にある基本的な考え方を申し述べましたが、本協会といたしましては、我が国成長戦略に貢献し、広く国民の資産形成を支援することを使命ととらえ、今後も重要な政策課題に取り組み、我が国経済を支える活力ある金融資本市場の発展と投資者の皆様がより一層信頼できる投資環境の整備・充実に全力を注いでまいりたいと考えております。

引き続き、協会員各位のより一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以 上



# 第1編 事業報告

## 第1章 事業活動の概要

本年度、本協会では、活力ある金融資本市場の実現と投資による資産形成の推進を目標として掲げ、6つの重点課題に取り組んだ。

### 1 中長期的な資産形成の推進

#### (1) 中長期的な資産形成に資する金融商品・サービスの提供

27年9月、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」の下部機関として「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置した。同ワーキング・グループにおいて、我が国の資産運用業の強化及び投資家の中長期的な資産形成に資する金融商品の提供のための方策について業界横断的に検討を行った（同ワーキング・グループの検討結果を28年6月を目途に取りまとめ予定）。

#### (2) NISA、ジュニアNISAの普及・推進

「平成27年度NISA広報実施計画」に基づき、NISA及びジュニアNISAを通じて家族単位での資産形成を行うことの有用性を訴求するため、リーフレットやパンフレット・ポスター、店頭パネルの作成、会員への頒布、NISA特設サイトの開設、TVCM、ウェブ広告、新聞広告等の広報活動を実施した。また、個人向けの制度の周知・理解促進のための取組みとして「NISA応援！出張講座」の開催や「NISA相談コールセンター」の運営を行った。

#### (3) NISA、ジュニアNISAの恒久化・拡充の実現

平成28年度税制改正要望においてNISA及びジュニアNISAの恒久化、拡充及び簡素化を掲げ、要望の実現に向けて関係当局等への働きかけを行った。また、マイナンバーの導入等を踏まえ、NISAに係る既存のQ&Aや参考様式等の改訂作業を行うとともに、ジュニアNISAの円滑な導入に資するため、参考様式や実務上の取扱いの作成、会員向け説明会の開催、一般投資家向けQ&Aのホームページ掲載等の対応を行った。

#### (4) 公社債、デリバティブ取引等の金融所得課税の一体化に向けた環境の整備

公社債等に係る金融所得課税一体化（28年1月1日施行）に対応し、実務上の取扱いの作成や参考様式の改訂等のほか、各地区において会員向けの説明会を開催し、証券会社の実務担当者における制度理解を深めるための取組みを行った。また、デリバティブ取引の金融所得課税一体化について、関係当局や関係者への働きかけを実施した。

#### (5) 上場株式等の世代間の資産移転（相続・贈与）推進のための環境の実現

上場株式等の相続税評価額等の見直し（上場株式等については、他の相続財産と比較して相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すなど）について、関係当局や関係者への働きかけを実施した。



## (6) 確定拠出年金制度の利用促進に向けた取組み

「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」が国会に提出されたことを受け、指定運用方法の選定基準、運用商品の提供数の上限設定等について、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」の意見を取りまとめ、27年8月、厚生労働省に対して要望書を提出した。また、同法案が参議院で継続審議となったことを受け、平成28年通常国会において同法案が早期に審議されるよう、関係者への働きかけを実施した。

## 2 金融リテラシーの普及・推進

### (1) 金融経済教育の拡充に向けた取組み

学校教育向け対応としては、文部科学省において次期学習指導要領の改訂に向けた検討が行われていることを踏まえ、27年9月、本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」から文部科学大臣宛てに要望書を提出し、報道関係者へのブリーフィング及びプレスリリースを行うとともに、金融経済教育の更なる拡充に向け、関係者への働きかけを継続して行った。また、全国の小・中学校に講師を派遣する「土曜学習」等（本年度実績：81校、160クラス）、大学の講義やキャリアセンター等と連携し講師を派遣する「金融リテラシー出前講座」（本年度実績：69大学101回）を実施した。

社会人向け対応としては、27年10月、各取引所、証券団体で構成する証券知識普及プロジェクトにおいて「投資の日」記念イベントを全国21会場で開催し、4,100名強の方に参加いただいた。また、27年5～7月、11～12月には「金融リテラシー習得講座（NISA対応特別編）」を全国15会場で開催し、600名強の方に参加いただいた。

### (2) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止広報活動の実施

「平成27年度『株や社債をかたった投資詐欺』被害防止に係る広報活動計画」に基づき、10月を強化月間として、警察・会員等と連携した全国47都道府県主要都市50か所での街頭注意キャンペーンや、協会の店舗等での顧客等への注意喚起、警察主催イベントへのリーフレット提供、老人クラブへのリーフレット提供等の広報・啓発活動を実施した。

## 3 金融資本市場の機能・競争力の強化

### (1) 東京国際金融センターの実現に向けた取組み

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」において、東京市場の現状と課題及び国際金融センターとしての地位確立に向けた具体的な取組みについて検討を行い、27年9月、同検討結果を報告書として公表した。

同懇談会報告書における提言を受け、27年9月、「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置した。

### (2) 社債市場の活性化の実現

27年11月2日より、「社債の取引情報の報告・発表制度」及び見直し後の「公社債店頭売買参考統計値制度」を開始した。また、社債権者保護の拡充に向けた取組みとして、新たな社債権者保護の枠

組みとして提言された「社債管理人制度」について、制度の利用促進・普及に向け、実務的な観点から社債要項及び社債管理人業務委託契約の内容について検討を行った（検討結果を28年6月を目途に取りまとめ予定）。

### (3) 新規・成長企業、地域企業の支援

株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティの制度の利用に向けた対応として、会員向けの各種会合での説明や関係者が主催するセミナーへの参加等を通じて、業界内をはじめ、広く対外的に周知活動を実施した。また、本協会ホームページにおいて専用サイトを設け、制度の概要説明や、取扱状況のデータ及び投資家への注意事項の紹介を行うなど、認知度の向上に努めた。

### (4) 決済リスクの削減に向けた取組み

国債決済期間短縮化に向けた対応として、平成30年度上期のT+1化の実施に向け、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」の下部機関として「総合運転試験に関する検討会」を設置し、総合運転試験の内容等の検討を行い、27年12月、基本方針を取りまとめた。

株式等の決済期間短縮化に向けた対応として、27年7月、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、株式等のT+2化の早期実現に向けた具体策について検討を開始した。同年12月、これまでのワーキング・グループにおける検討結果及び株式等のT+2化の実施目標時期（平成31年中なるべく早い時期）を含むワーキング中間報告書を取りまとめた（最終報告書を28年6月目途に取りまとめ予定）。

### (5) 研究者、市場関係者との積極的な交流

学識経験者、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等の研究・情報発信の場として設置した「JSDA キャピタルマーケットフォーラム」を開催し、研究委員からの研究成果の発表及び発表内容に関する意見交換を行った。

## 4 仲介者の機能・信頼性の向上

### (1) 適切な自主規制機能の発揮

#### ① 機動的・効果的な協会監査

本年度中、会員80社及び特別会員44機関の監査を実施したほか、会員各社の財務の状況を把握する観点から、臨店監査とは別に、自己資本規制比率の算出及び顧客分別金の信託に係る状況等について確認すべき問題が認められた会員12社を抽出し、訪問のうえ、ヒアリング及び実地確認を実施した。

#### ② 分別管理監査の「法令遵守に関する検証業務」への統一に向けた検討

「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」において分別管理監査の方法について検討を行い、27年4月、法令遵守に関する検証業務に統一することが望ましいとの提言を取りまとめ、自主規制会議に報告した。同提言に基づき、引き続き、法令遵守に関する検証業務への統一に向け必要となる規則改正等について検討を行った（パブリック・コメント募集を28年6月を目途に実施予定）。

③ インターネットにおける高齢者取引ルールの検討

27年10月、インターネット取引における高齢者ガイドラインの適用対象の明確化について、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において検討した（「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」に28年4月に報告し、高齢者ガイドラインの改訂について、パブリック・コメント募集を28年6月を目途に実施予定）。

④ インサイダー取引の未然防止に向けた継続的な取組み

J-IRISS（内部者登録・照会システム）への上場会社の登録促進に向けて、引受証券会社への協力要請や、継続して各証券取引所と連携した登録促進活動を行った。その結果、登録会社数は、27年3月末の2,904社（全上場会社に対する割合80.76%）から28年3月末で2,985社（全上場会社に対する割合82.19%）に増加した。また、第二次J-IRISSシステム（28年5月稼働）の円滑な移行に向けて作業を進めた。

⑤ アナリストによる情報発信のあり方に関する検討

「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、アナリストがアナリスト・レポート以外の手段によって行う情報伝達の内容について類型ごとに整理し、その伝達可否について検討し、また、発行体からの未公表情報の取得の考え方、発行体から取得した未公表情報の管理及び顧客等への伝達の考え方等について検討を行った。

⑥ 証券市場からの反社会的勢力排除の徹底

25年1月に警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、同年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、継続的に会員の照会担当者等向け研修の実施、会員への注意喚起レターの発出及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施等の取組みを行った。

(2) 協会の制度改正への対応の支援

① 社会保障・税番号（マイナンバー）制度の円滑な導入に向けた取組み

28年1月の番号法の施行に当たり、証券会社における円滑な制度対応に資するため、過去に協会が作成した各種参考様式の改訂、税法及び番号法を踏まえた本人確認措置の取りまとめ等を行った。

また、27年3月～8月、「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」においてマイナンバー制度導入に当たっての実務対応等について検討を行い、同年8月、マイナンバーの取扱いに関する自主規制規則等の改正及び社内規程参考モデルの策定を行った。更に、同年8月～9月、マイナンバーに関する実務対応説明会を全国（延べ9会場）にて開催し、同年10月、当該説明会における主な質疑・回答を取りまとめ、協会員に周知した。

② 犯罪収益移転防止法の改正への対応

犯罪収益移転防止法等の改正を踏まえ、「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、犯罪収益移転防止法に関するQ&Aの改訂及び非対面取引における本人確認のあり方について検討を行った（28年5月、検討結果を踏まえ、同Q&Aの改訂版を取りまとめた）。

### ③ 共通報告基準（CRS）、外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）への適切な対応

CRSに基づく金融機関の対応義務を規定した法改正（施行日：平成29年1月1日）を踏まえ、会員が円滑に対応できるよう、課題の整理・検討及び関係省庁への働きかけを行った。また、米国当局から公表されたFATCAに係るガイダンス等の内容について、会員への周知を行った。

### (3) 研修・資格試験の実施

毎年度、研修基本計画を策定し、協会の役員に対する研修及び社内研修に対する支援等を実施している。本年度も、①自主規制規則に基づく研修、②倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修、③協会の社内研修に対する支援、④研修の講義内容を録画したDVDの作製及び貸出しを行った。

また、外務員及び営業責任者・内部管理責任者の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録要件及び営業責任者・内部管理責任者の資格要件として外務員資格試験及び内部管理責任者資格試験に合格することを求めており、当該試験の円滑な運営を行った。

更に、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるため、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、外務員資格更新研修を実施した。

## 5 グローバルな情報発信・連携の拡充

### (1) 日本市場の魅力と可能性の積極的な情報発信

28年3月にニューヨークにおいて「第8回日本証券サミット」を開催するなど、海外イベントや国際会議の場で、現地の投資家・金融関係者等に対して、日本の取組みを積極的に情報発信を行った。また、海外向け情報提供の強化の一環として、本協会英文ホームページの拡充に向けた改訂作業を行った。

### (2) 海外の機関との連携の拡充

27年4月の国際証券業協会会議（ICSA）年次総会、27年9月のアジア証券人フォーラム（ASF）年次総会に参加するなど、様々な国際会議等を通じて、海外機関との情報交換を実施した。

### (3) 新興国市場への技術支援強化

27年11～12月、アジア証券人フォーラム（ASF）東京ラウンドテーブルを開催した。また、新興国、特にアジア各国から来日する、日本の金融資本市場に関する視察団等に適切に対応を行った。

### (4) 国際的な法規制等へ対応

27年6月及び10月、証券監督者国際機構 協力会員諮問委員会（IOSCO AMCC）会議等において、「証券市場における問題の早期発見に関するワーキング・グループ」（ATCWG）議長として会議を主導した。また、店頭デリバティブ取引規制、取引主体識別コード（LEI）データ報告の基本情報整備等の国際的な法規制等について、関係機関との連携を図りながら、対応を進めた。更に、企業会計審議会、同審議会会計部会及び企業会計基準委員会（ASBJ）等を通じて、国際会計基準（IFRS）に関する動向の情報収集等を行った。

## 6 事務局運営態勢の整備

### (1) 投資家及び市場関係者に対する積極的な情報発信

本協会ホームページにおいて、マイナンバー制度、公社債・公社債投資信託の課税方式変更の説明ページの作成や、NISA・ジュニアNISAの特設サイト、投資の日セミナーの特設サイト等を設置し、一般の方への周知活動を実施した。また、FacebookやTwitterを利用し、NISA特設サイトのコンテンツ内容の紹介や投資の日イベント、全国の投資詐欺被害防止キャンペーンの模様などについて、タイムリーに情報を発信した。

### (2) 本協会の業務継続体制（BCP）の整備・強化

危機想定に対し毎年度実施する本協会業務の影響度分析（BIA）を行い優先継続業務の対象、継続に必要なプラン及びリソースの見直しを行うとともに、地震・台風などの災害発生時に危機対応を行った。また、本部事務局のある東京証券会館屋上に非常用自家発電機を導入した（28年2月稼働）。

### (3) 組織・運営面の向上・見直し

27年11月、拡大する業務に適切に対応し、かつ、効率性・耐障害性を高めたイントラネットの再構築を行った。また、PCの老朽化対応及びBCP対策強化並びに情報セキュリティの更なる厳格化を図るため、シンクライアント化及びリモート接続環境の導入等に向け準備を進めた。

## 第2章 業務に関する事項

### 1 協会員に関する事項

#### (1) 協会員の現況

##### ① 会員の現況

本年度中、会員10社が加入し、8社の会員権が消滅（内訳：脱退4社、合併4社）した結果、会員数は、本年度末で256社（前年度比2社増）となっている。なお、会員のうち、外国法人は13社（前年度比2社減）となっている。

会員の従業員数は、27年12月末で約8万8千人（26年12月末約8万5千人）と前年から約3千人の増加となった。

会員の店舗数は、本年度末で2,145店（前年度末2,118店）となり、2年続けての増加となった。

##### ② 特定業務会員の現況

本年度中、特定業務会員3社が加入した結果、特定業務会員数は、本年度末で3社となっている（本年度中に新設した協会員の種類のため、前年度からの増減はなし。）。

##### ③ 特別会員の現況

本年度中、特別会員3機関が加入し、2機関の特別会員権が消滅（内訳：脱退1機関、合併1機関）した結果、特別会員数は、本年度末で212機関（前年度比1機関増）となった。

#### (業態別特別会員数（28年3月末現在）)

業 態	特別会員数
都 市 銀 行	5
信 託 銀 行	13
政 府 系 ・ 系 統 金 融 機 関	3
地 方 銀 行	64
第 二 地 銀 協 地 銀	41
信 用 金 庫	39
信 用 金 庫 連 合 会	1
生 命 保 険 会 社	10
損 害 保 険 会 社	4
短 資 会 社	3
外 国 銀 行	14
証 券 金 融 会 社	2
信 用 組 合	3
そ の 他 銀 行	10
合 計	212

## (2) 協会の加入審査等に関する対応

本年度中、金融商品取引業者等の本協会への加入を審査するため、金融商品取引業者等の業務、財務内容の確認を行うとともに行政当局との緊密な連絡を行った。

本内容については、「第一種金融商品取引業者等の加入審査等に関する専門調査会」における審査の際の材料とし、同専門調査会の審査結果を踏まえ、金融商品取引業者等の本協会への加入について総務委員会及び理事会において審議を行った。

また、既存の会員については、財務状況のモニタリングを実施するとともに、経営体制、事業内容等の状況に変更があった会員について注視するとともに、必要に応じ、特別監査等の、より機動的な実態把握のための調査を実施し、同専門調査会において当該会員への対応を協議の上、行政当局との連携を図った。

## (3) 協会員交流・意見交換促進に関する取組み

### ① 会員との意見交換促進

本協会と会員間等の相互理解の向上と意思疎通の促進等を図るため、各地区において本協会会長と会員代表者との懇談会を開催し、意見交換を行った。

更に、当該懇談会で出された本協会への意見・要望への対応状況について、本協会の役員が各地区を訪問し、中間報告を行ったほか、各地区の会員のニーズに合わせ、自主規制規則の改正や本協会の最近の取組み等について、本部担当部署の役職員が各地区を訪問し、各地区の会員代表者又は実務担当者との意見交換を行った。

また、会員のニーズを踏まえ、全国5地区9会場において、その地域に店舗を保有する会員が参画する経済団体あるいは取引所等と共催するなどして投資セミナーの実施を支援した。

### ② 特別会員との意見交換促進

本協会の主要課題の審議状況等について適宜説明し、意見交換を行う場として、特別会員懇談会を設置している（20年8月設置。本年度中、5回開催）。

本年度は、特別会員の理事又は委員会委員の選任基準（案）、特別会員に係る平成27年度収支決算見込み、平成28年度収支予算書（案）、中期方針に基づく「協会基金の有効活用・見直し」（案）等について審議・報告を行った。

## 2 金融・資本市場活性化への対応

### (1) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会

「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）を本年度中、3回開催した。

本懇談会では、東京市場の国際金融センターとしての地位確立に向けた課題や施策等について検討を行った。

27年9月、本懇談会で検討した結果を東京国際金融センター懇談会報告書として取りまとめ、公表するとともに、同報告書で掲げられた資産運用業の国際競争力強化に向けた課題や投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行うため、本懇談会の下に、本協会、(一社)投資信託協会及び(一社)日本投資顧問業協会の共催で「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置し、本年度中に6回開催した。

本ワーキング・グループの各会合では、オブザーバーやゲストスピーカーから資産運用業の強化に向けた課題等についてのプレゼンテーションが行われ、その後、課題への具体的方策等について意見交換が行われた。

## (2) 「社債市場の活性化に関する懇談会」への対応

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」(21年7月設置)を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」(25年2月設置)の実務者を中心とした会合を3回開催した。

本会合では、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資家の裾野拡大に向けた環境整備を図っていくため、コベナント・債務の状況等に関する開示事例集等及び社債管理人制度(仮称)に係る社債要項等の作成等について実務的な検討を行った。

## (3) NISAの普及・推進に向けた取組み

NISAの普及・推進に向け、次の取組みを行った。

### ① NISA広報活動の実施

NISA及びジュニアNISAの普及・推進に向け、家族単位でのNISAの利用を働き掛けるため、タレントの谷花音さん、佐藤隆太さん、平岩紙さん、斎藤洋介さんを「家族」のイメージキャラクターとして起用し、リーフレット、パンフレット、ポスター、店頭パネルの制作・配布やNISA特設サイト「一みんなにいいさ！NISAがいいさ！！」の開設を行うとともに、テレビCM、新聞広告、ウェブ広告等を6月、11月及び28年1月を中心に実施した。

### ② 「NISA応援！出張講座」の実施

全国の自治体や学校などに役職員を派遣し、投資の基礎知識、NISAのメリットや注意点などを説明する「NISA応援！出張講座」を28回実施した。

### ③ 「NISA相談コールセンター」の設置

個人からのNISAについての質問・相談へ対応するため、「NISA相談コールセンター」を前年度に引き続き、設置した(本年度中、相談件数3,009件)。

### ④ 「職場積立NISAに係る実務上の取扱い(Q&A)」等の策定

証券会社、銀行など金融機関の業態横断的な連絡組織として、金融業界団体等で構成される「NISA推進・連絡協議会」において、役職員等が給与からの天引き等により口座を利用して投資信託等に投資する仕組みである「職場積立NISA」について寄せられた意見等を踏まえ、27年4月、



「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」及び「職場積立NISAのフロー図（例）」を取りまとめ、公表した。

また、27年6月、「職場積立NISAに関するガイドライン」に基づく報告・集計要領を策定（27年12月改訂）するとともに、28年3月、職場積立NISAの導入状況を取りまとめ、公表した。

#### (4) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止のための取組み

依然として多発している「株や社債をかたった投資詐欺」（前年度までは「未公開株・社債等をかたった詐欺」という名称を使用）被害の防止を図るため、平成27年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画に基づき、前年度に引き続き、10月を強化月間として、各都道府県の警察、会員、財務局、消費者行政等と連携する全国47都道府県主要都市での街頭注意キャンペーンを実施するとともに、協会の店舗等での顧客等への注意喚起依頼、警察主催イベントや老人クラブへのリーフレット提供を通じた注意喚起等、広報啓発活動を実施した。

上記広報啓発活動に加え、投資者・消費者からの照会・相談窓口として「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止コールセンター（旧「未公開株通報専用コールセンター」）を引き続き設置し、通報の受付（本年度中、1,167件の通報を受付）や通報者へのアドバイス等を行うとともに、通報状況等の本協会ウェブサイトでの公表や行政への情報提供を行った。

#### (5) 株式投資型クラウドファンディングや株主コミュニティに関する取組み

新規・成長企業に対するリスクマネーの供給強化及び地域に根差した企業等の非上場株式における一定の取引・換金ニーズに応えるための施策について「非上場株式の取引制度等に関するワーキング・グループ」において検討を行い、27年5月、同ワーキング・グループにおける検討結果を取りまとめた報告書の内容を踏まえて、会員が非上場株式に係る投資勧誘等について遵守すべき必要な事項を定めた「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」を制定する等、自主規制規則の整備を行った。

本年度中、会員2社を株主コミュニティの運営会員として指定し、28年3月には、株主コミュニティ銘柄の制度創設からの累計の売買代金が2億円を突破した。

また、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティの制度の周知及び認知度の向上を図るため、専用ウェブサイトを開設したほか、地区協会において説明会を開催したり、金融庁の「地域の成長マネー供給促進フォーラム」（福岡市、大阪市、仙台市及び名古屋市）等、関係者が主催する各種セミナー等の機会を捉えたりして、業界内外に幅広く周知活動を行った。

#### (6) 金融・資本市場統計の整備

投資環境の整備の一環として、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、27年11月、第9回「金融・資本市場統計整備懇談会」を開催した。本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行ったほか、ブルームバーグ及び日本銀行より、それぞれ「実例で見る国

内外統計情報の公表状況」及び「最近の金融証券統計を巡る課題」と題するプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

#### (7) 「証券投資に関する全国調査」の実施

個人の証券保有実態や証券投資に対する意識等を把握し、健全な証券投資の促進等に役立てるため、「証券投資に関する全国調査」を実施し、金融商品保有の実態と意向、少額投資非課税制度（NISA）、証券投資知識、証券会社に対する意識、株式・投資信託・公社債への投資実態等を幅広く調査し、調査結果を公表するとともに、本調査を利用いただけるよう関係各方面に周知を行った。

#### (8) 金融商品取引及び金融商品市場からの反社会的勢力排除に向けた取組み

##### ① 会員からの相談及び研修等への支援

証券保安対策支援センターにおいて、個別の「反社会的勢力の疑いがある者の照会」の受付業務を行うとともに、反社会的勢力排除に際しての個別相談対応・支援等を行った（本年度中、4社9回の個別相談を受け）。

会員の反社会的勢力排除の取組みを支援するため、会員が主催する社内研修等に対して、同センター職員を講師として派遣した（本年度中、3回派遣）。

28年2月、会員における反社会的勢力排除実務の参考に資するため、「反社情報照会システム」（反社情報データベース）稼働後の実情を踏まえた「証券取引からの反社会的勢力排除マニュアル（改訂版）」を作成し、会員に頒布した。

##### ② 「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」における検討

「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会ワーキング・グループ」において、「反社情報照会システム」のより効果的な活用に向け、各論の検討を推し進めた。

##### ③ 反社情報照会システムの安定的な運用に向けた取組み

25年1月、警察庁の「不当要求情報管理機関支援システム」（警察庁DB）と接続を行い、25年2月から本格稼働した「反社情報照会システム」の安定的な運用に向け、会員の照会担当者等向け研修の実施（本年度中、全国各地で計11回実施、437名が出席）、会員への注意喚起レターの発出（本年度中、6回発出）及び証券保安対策支援センター職員による実地確認の実施（本年度中、60社に対して実施）等の取組みを行った。

##### ④ 「証券警察連絡協議会」の運営支援

会員、都道府県警察、財務局、暴力追放運動推進センター、弁護士会、証券取引所及び本協会で構成する都道府県ごとの「証券警察連絡協議会」において、警察当局等の関係各機関との連絡・連携強化を図るとともに、実務担当者・新入社員等の研修会及び情報交換会等を積極的に実施した（本年度中、延べ71回開催）。

各都道府県協議会の活発な取組みが評価され、本年度においては、岐阜県及び京都府の協議会において、警察当局及び暴力追放運動推進センターによる連名表彰を受賞した。

⑤ 弁護士会等との意見交換

定期的に近畿弁護士会や暴力追放運動推進センターとの意見交換会を実施するなど、弁護士会等と積極的に意見交換を行った。

(9) 全国証券大会の開催

平成27年全国証券大会は、本協会、全国証券取引所協議会及び（一社）投資信託協会の3団体共催で、9月17日午後3時から、東京大手町の経団連会館 国際会議場において開催された。

本大会では、稲野 本協会会長が主催団体を代表して挨拶を行うとともに、①投資による資産形成の推進、②活力ある金融資本市場の実現の2点を柱とする「所信」を表明した。

続いて、来賓の麻生 副総理財務大臣金融担当大臣、黒田 日本銀行総裁及び奥 日本経済団体連合会副会長からそれぞれ挨拶が行われた。

### 3 証券決済制度改革への取組み

我が国金融・資本市場の競争力強化には、証券決済システムの一層の利便性の向上及びリスク管理の強化等が必要となっている。

本協会では、このような課題に対応するために、以下のとおり活動を行った。

(1) 国債の決済期間の短縮化に関する検討

本年度中、「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（21年9月設置）を5回開催した。また、国債のアウトライト取引のT+1（GCレポ取引T+0）化に伴う実務上の課題等について、本ワーキング・グループの下部に設置した各検討体において、集中的に整理・検討を行った。

27年6月、本ワーキング・グループでは、T+1化の実施目標時期（30年度上期）及び実施に向けたマイルストーン等を取りまとめた「国債の決済期間T+1化の実施目標時期等について」を公表した。

27年12月、T+1化の総合運転試験の実施時期・回数、参加者及び対象取引等を取りまとめた「総合運転試験（RT）に関する基本方針」を公表した。

27年6月及び12月、金融庁の「金融・資本市場に係る制度整備について」（22年1月公表）に基づき作成された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」（22年6月公表）について、進捗状況を取りまとめ、公表した。

(2) 株式等の決済期間の短縮化に関する検討

27年7月、株式等の決済期間の短縮化の実施に向けた課題の整理・検討を行うため、「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に、本協会、(株)東京証券取引所及び(株)日本証券クリアリング機構を事務局とした「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」を設置し、本年度中に3回

開催した。

27年12月、本ワーキング・グループの検討結果及びT+2化の実施目標時期等を、「株式等の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ 中間報告書」として取りまとめ、公表した。

## 4 各種要望

本年度において、正式に要望した事項は、以下のとおりである。

### (1) 平成28年度税制改正に関する要望

27年9月、平成28年度税制改正に関し、次の事項について、金融庁及び財務省に要望した。

#### ① 家計の自助努力による中長期的な資産形成の支援、成長マネーの供給を促進するための税制措置等

イ. NISA（少額投資非課税制度）及びジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ・ NISA及びジュニアNISAについて、中長期的な投資による資産形成の支援を目的としている観点から、非課税期間の恒久化を図ること
- ・ NISA及びジュニアNISAについて、市場への継続的なリスクマネーの供給を実現する観点から、制度の恒久化（口座開設期間の恒久化）を図ること
- ・ NISA及びジュニアNISAの非課税期間の恒久化を前提として、スイッチング（NISA口座及びジュニアNISA口座で取得した上場株式等の売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得をすること）を認めること
- ・ NISA利用者の利便性向上の観点から、NISA口座開設手続について、個人番号による重複口座確認を行うことにより住民票の写し等の提出を不要とすること。また、既に住民票の写し等により重複口座確認が行われている者がNISA口座開設時又は番号法整備法の経過措置期間中にNISA口座に係る個人番号の告知・税務署への提供が行われた場合には、改めて個人番号の告知等を不要とする措置を講じること

ロ. 確定拠出年金制度の拡充

確定拠出年金制度が広く国民に普及された制度となり、公的年金制度を補完するものとして充分に機能するよう、次の措置を講じること

- ・ 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ・ 拠出限度額については、マッチング拠出の在り方の議論も踏まえて、適切な額に引き上げること
- ・ 中途引出要件を緩和すること

## ② 投資リスクの軽減を図り、経済成長に寄与する投資を促進するための税制措置等

### イ. 金融所得課税一体化の促進等

- ・ 投資者の積極的な市場参加を促す環境を整備する観点から、金融商品に係る損益通算範囲を拡大し、デリバティブ取引（注1）を対象とするとともに、特定口座での取扱いを可能とすること

（注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税としたうえで、損益通算範囲に加えること

（注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- ・ 未上場株式（その募集が公募により行われていること、有価証券報告書を提出している法人により発行されたものであることその他一定の要件を充たすものに限る。）について租税特別措置法第37条の11第2項に規定する「上場株式等」の範囲に加えることにより、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例及び譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること

### ロ. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- ・ 投資リスクの軽減を図る観点から、上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

### ハ. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- ・ 投資リスクの軽減を図る観点から、毎年の確定申告を前提として、上場株式等の譲渡損失について、前年度への繰り戻し及び前年度の利益との通算を可能とし、納付税額の還付を受けられるようにすること

### ニ. 上場株式等の相続税評価額等の見直し

- ・ 上場株式（ETF及びREITを含む。）並びに公募株式投資信託については、他の相続財産と比較して、相続税の負担感が相対的に高いため、相続税評価額を見直すこと
- ・ 相続財産間の不均衡是正のために、相続税における物納財産としての上場株式（ETF及びREITを含む。）及び公募社債並びに公募証券投資信託の順位を国債・地方債・不動産と同様に第一順位とすること
- ・ 金融資産の世代間移転を後押しする観点から、親子二世帯等での上場株式等への投資について相続税等に関する税制優遇措置を講じること

### ホ. 配当の二重課税の排除

- ・ 配当の二重課税排除の徹底を図ること

### ヘ. 投資信託・投資法人税制の見直し

- ・ インフラ事業に対して民間からの円滑な資金供給を行うこと及び投資商品の拡大による我が国金融資本市場の魅力向上を図るため、投資法人が導管性を果たしつつ、恒久的にインフラ資産を過半超取得・保有することを可能とすること

- ・ 投資信託に係る外国税額控除制度を改善し、併せて要件の見直しを行うこと
- ・ 日本株指数に連動する上場証券投資信託について、特定株式投資信託と同様に益金不算入制度の対象に追加すること
- ・ 投資法人に課せられている導管性要件について、判定式等について所要の見直しを行うこと
- ・ 投資信託等の投資対象である外国籍投資スキームの税制上の取扱いを明確化すること

### ③ 投資者の投資促進並びに利便性向上及び事務手続の効率化のための税制措置等

#### イ. 特定口座制度の拡充

特定口座の利便性向上の観点から、次の措置を講じること

- ・ 特定口座における譲渡損失の繰り延べを可能とすること
- ・ 特定口座においてラップ口座を取扱う場合に、口座管理料及び投資一任報酬についても取得費及び譲渡に要した費用としての計上を可能とすること
- ・ 受贈者が特定口座において贈与者から贈与を受けることとなる上場株式等と同一銘柄を保有している場合であっても、課税上弊害がないことを要件として、特定口座間における同一銘柄の一部移管を可能とすること

#### ロ. マイナンバー制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ・ 投資者の利便性向上の観点から、個人番号が記載された支払調書及び特定口座年間取引報告書が税務署に提出されることを前提として、顧客に交付される支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ・ 個人番号の漏えいリスク等に鑑み、顧客に交付する支払通知書及び特定口座年間取引報告書に記載することとされている「個人番号」を削除すること
- ・ 個人番号等を授受する機会を極力回避し、漏洩リスクを低減させるため、証券口座を開設する際に、税法上の利子・配当等・償還金等・譲渡対価の告知を行った者（番号法整備法の経過措置期間中の告知を行った者を含む）が、その後、NISA口座等開設時又は特定口座開設時又は先物取引の差金等決済時若しくは住所変更時等の告知を行う場合には、氏名・住所・生年月日の告知及び住所等確認書類の提示のみで、番号告知及び番号確認書類の提示を不要とする措置を講じること

#### ハ. 「国際金融センター」の実現に向けた市場環境整備

- ・ 外国金融機関等が国内金融機関等との間で行う外国為替取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る証拠金から生じる利子を非課税とすること
- ・ 租税特別措置法第42条の2「外国金融機関等の債券現先取引等に係る利子の課税の特例」の適用対象となる取引の相手方に「外国ファンド」を追加すること

#### ニ. その他

- ・ NISA口座において株式等累積投資等で取得した上場株式（ETF及びREITを含む。）について、1株（口）未満の端数についても他の非課税管理勘定に移管（ロールオーバー）を可能とすること

- ・ 「特定口座内保管上場株式等移管依頼書」等及び「非課税口座内上場株式等の非課税口座から特定口座への移管依頼書」の記載事項である「移管を希望する年月日」を「移管を希望する年月日がある場合には、当該希望日」と改めること
- ・ 大口個人株主が受け取る上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の見直しを行うこと

(2) 外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）に関する要望書の提出

27年6月、「『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」での検討を踏まえ、米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）における報告義務の負担軽減を求める要望書を米国内国歳入庁（IRS）へ提出した。

(3) 「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）」に対する意見提出

金融庁において、電子情報処理組織の使用義務がかかる特定店頭デリバティブ取引に関し、円金利スワップ取引のうち同庁長官が指定するものについて、「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、27年6月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(4) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」等に対する意見提出

警察庁において、26年11月に公布された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第117号）」の施行を踏まえ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、27年7月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(5) 「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正（案）に対する意見提出

金融庁において、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」及び「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、27年7月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(6) 「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案」に関する厚生労働省への要望書の提出

27年8月、同年4月に閣議決定され、国会に提出された「確定拠出年金法等の一部を改正する法律

案」について、同法案成立後に検討される「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等について要望書を厚生労働省へ提出した。

(7) 「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に対する意見提出

旧・特定個人情報保護委員会（現・個人情報保護委員会）において、「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、27年8月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同委員会へ提出した。

(8) IOSCO等の市中協議文書へのコメント提出

BISの決済・市場インフラ委員会(CPMI)及び証券監督者国際機構(IOSCO)が公表した、OTCデリバティブ取引の規制当局におけるデータ集計等に利用される取引ごとの識別子(UTI)に関する市中協議文書「個別取引識別子の調和」について、27年9月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえてコメントを提出した。

また、法人識別子規制監視委員会(LEI Regulatory Oversight Committee)が公表した「直接及び最終の親会社参照データの収集」に関する市中協議文書について、27年10月、国際関係懇談会及び同ワーキング・グループでの検討を踏まえてコメントを提出した。

(9) 消費者契約法の改正に係る意見提出

27年9月、内閣府消費者委員会に設置された「消費者契約法専門調査会」において、消費者契約法の見直しに関する中間取りまとめについて、①情報提供義務、②勧誘要件の在り方、③不当勧誘行為に関するその他の類型等の見直しにあたっては、金商法とも整合する検討を行うよう意見書を提出した。

27年10月、消費者契約法専門調査会において、上記意見書に基づき、意見を陳述した。

(10) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見提出

内閣府において、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、27年11月、会員及び特別会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同府へ提出した。

(11) 「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」に対する意見提出

消費者庁において、「不当景品類及び不当表示防止法施行規則（案）」及び「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（案）」が公表され、パブリック・



コメントが募集されたことに対応し、27年12月、会員及び特別会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(12) 「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）に対する意見提出

金融庁において、BCBS（バーゼル銀行監督委員会）及びIOSCO（証券監督者国際機構）により公表された「中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書」等を踏まえ、「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等（案）が公表され、パブリック・コメントが募集されたことに対応し、28年1月、協会員から寄せられた意見の取りまとめを行い、同庁へ提出した。

(13) バーゼル銀行監督委員会の「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い」に関する市中協議文書に対する意見提出

27年11月、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）が市中協議文書「簡素で、透明性が高く、比較可能な証券化商品の自己資本規制上の取扱い」を公表したことに伴い、28年2月、証券化商品に関するワーキング・グループのメンバー等の意見を取りまとめて提出した。

(14) 共通報告基準（CRS）に関する要望書の提出

28年3月、『外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）』及び『共通報告基準（CRS）』への対応に係るワーキング・グループ」での検討を踏まえ、外国人口座の自動的情報交換に関する共通報告基準（CRS）における英語情報の確認に係る負担軽減を求める要望書を経済協力開発機構（OECD）へ提出した。

(15) 共同ステートメント：監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）恒久的事務局の日本誘致支援

金融庁及び公認会計士・監査審査会が、各国の監査監督機関をメンバーとする国際機関である監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の恒久的事務局の設置に関し、東京に誘致するための立候補を行ったことに伴い、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）投資信託協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会と連名で、IFIAR恒久的事務局の日本誘致を支援する文書を公表した。

(16) 各界との懇談

① 金融庁 平成28年度税制改正要望ヒアリングにおける意見陳述

27年7月、金融庁の平成28年度税制改正要望ヒアリングにおいて、証券界の平成28年度税制改正に関する要望を行った。

② 自由民主党各会合における意見陳述

イ 27年5月、「IT戦略特命委員会 マイナンバー利活用推進小委員会」に出席し、マイナンバー制度等の証券業務での利活用について、説明を行った。

- ロ 27年11月、「予算・税制等に関する政策懇談会」に出席し、証券界の平成28年度税制改正に関する要望について、説明を行った。
- ハ 27年11月、「証券市場育成等議員連盟総会」に出席し、平成28年度税制改正に関する要望について、説明を行った。
- ニ 28年3月、「金融調査会」に出席し、リスクマネーの供給に関する取組みや要望について、説明を行った。
- ホ 28年3月、「財務金融部会」に出席し、金融・資本市場活性化に向けた取組みや要望について、説明を行った。
- ③ 公明党会合における意見陳述  
27年11月、「税制調査会・財政金融部会」に出席し、証券界の平成28年度税制改正に関する要望について、説明を行った。
- ④ 民主党会合における意見陳述  
27年10月、「財務・金融部門会議」に出席し、証券界の平成28年度税制改正に関する要望について、説明を行った。

## 5 調査・研究に関する事項

### (1) 証券関係税制問題への取組み

下記のとおり、国税庁等の関係省庁に確認した実務上の取扱いに係る会員通知の周知、当該関係省庁からの依頼等に基づく各制度の取扱いに係る周知を行った。

#### ① NISA及びジュニアNISA関係

- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る事務（金融商品取引業者等向けの情報）」の改訂について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」【第9版】及び「非課税口座に関するQ&A ～NISA（少額投資非課税制度）について～」の改訂について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」【第10版】について
- ・ 「NISA（少額投資非課税制度）に係る実務上の取扱い（Q&A）」【第11版】について
- ・ 金融庁ホームページにおけるNISA及びジュニアNISAに係るリーフレットの掲載について
- ・ 「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」の公表について
- ・ 国税庁法令解釈通達「非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項等を提供する場合におけるレコードの内容及び記録要領等の制定について」の一部改正について
- ・ NISAに係る各種様式の改訂（平成28年1月1日施行）について
- ・ ジュニアNISAに関する各種様式について
- ・ 「ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関するQ&A」の改訂について
- ・ NISA及びジュニアNISAに係るマイナンバー導入後のe-Taxにおける提供事項等の取扱いについて

て (Q&A)

- ・ NISA口座を開設した金融機関を失念した顧客に係る対応について
- ・ ジュニアNISAに関する各種様式の一部訂正について
- ・ 番号法の施行及びジュニアNISAの導入に伴うe-Tax外部連動試験等の実施について
- ・ 「NISA及びジュニアNISAの口座開設及び勧誘並びに販売時等における留意事項について (ガイドライン)」について
- ・ 「資金の帰属に関する確認書」(参考様式)等の御送付について
- ・ ジュニアNISAに関する各種様式(「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」(参考モデル))等の御送付について
- ・ 番号法の施行及びジュニアNISAの導入に伴うe-Tax外部連動試験等の実施に係るマニュアル等の配付及び実施日程の連絡について
- ・ マイナンバー導入後の法定調書等の様式に係る事前の情報提供等について (NISA及びジュニアNISA関係)
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い(初版)について
- ・ ジュニアNISAに係る申請事項等の本店等一括提供について
- ・ NISA及びジュニアNISAに関する国税庁法令解釈通達の公表について
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い(第2版)について
- ・ 番号法の施行及びジュニアNISAの導入に伴うe-Tax外部連動試験における国税庁結果連絡について
- ・ NISAに係る各種Q&A等の改訂について(平成28年1月1日施行)
- ・ 「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)に関するQ&A」の改訂について(第3版)
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い(第3版)について
- ・ 「NISA(少額投資非課税制度)に係る事務(金融商品取引業者等向けの情報)」の改訂等について
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い(第4版)について
- ・ e-Tax(NISAコーナー)へのアクセス方法について(国税庁からの周知依頼)
- ・ 「NISA(少額投資非課税制度)に係る実務上の取扱い(Q&A)」【第13版】について
- ・ NISAコーナー事前準備セットアップツール再インストールについて(国税庁からの周知依頼)
- ・ 「証券会社のNISA口座及びジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」の実施予定について
- ・ ジュニアNISAに係る実務上の取扱い(第5版)について
- ・ 「証券会社のNISA口座及びジュニアNISA口座の開設・利用状況調査(平成28年3月31日現在)」の実施について

## ② 公社債関係

- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について(第4版)
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について(第5版)

- ・ 公社債課税の制度変更時の顧客への説明に関する留意事項等について
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第6版）
- ・ 国税庁ホームページにおける平成28年1月1日以後の特定口座への特定公社債等の受入れに係るリーフレットの掲載について
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第5版）
- ・ 「非居住者・外国法人の受け取る振替国際・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する改正法令の概要及びその細目並びに実務上の取扱い」の改訂版について
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第6版）
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第7版）
- ・ 「米国振替外債に係る事務処理指針」の公表について（証券保管振替機構からの依頼）
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第8版）
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第7版）
- ・ 「公社債・公社債投資信託の税制変更に関するお知らせ」の本協会ホームページ等への掲載について
- ・ 「特定口座に係る上場株式等保管委託約款（参考モデル）」の一部改正」の正誤表等について
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第9版）
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第8版）
- ・ 「公社債・公社債投資信託の税制変更に関するお知らせ」バナーの作成について（会員通知）
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第9版）
- ・ 特定振替割引債に係る適格外国仲介業者の承認申請手続・適格口座管理機関の承認申請手続等について
- ・ 「非居住者・外国法人の受け取る振替国債・振替地方債及び振替社債等の利子等並びに振替割引債の差益金額等に対する非課税措置に関する改正法令の概要及びその細目並びに実務上の取扱い」の改定版について
- ・ 平成29年1月以後に使用する特定口座年間取引報告書の書式等の改正について（関係省庁からの情報提供）
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第10版）
- ・ 公社債等課税の一体化に伴う平成28年1月以後の特定公社債（国債・一般債）の特定口座間の移管手続きについて
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第10版）
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第11版）
- ・ エクスチェンジ・オファーで取得したアルゼンチン国債の特定口座への受入れについて
- ・ 「特定口座における特定公社債等の取扱い」について（第12版）
- ・ 「公社債・公社債投資信託の特定口座への受入れに係るQ&A（平成28年1月版）」の公表等につ

いて

- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第11版）
- ・ 「特定公社債等の利子等に対する源泉徴収事務等の実務上の取扱い」について（第12版）

### ③ 番号法関係

- ・ マイナンバー導入後の法定調書等の様式に係る事前の情報提供等について（追加版）
- ・ マイナンバー導入後の法定調書等の様式に係る事前の情報提供等について（追加版②）
- ・ 税法上の法定調書に記載する個人番号等の取得等の取扱いについて
- ・ 法人番号の「通知・公表」開始スケジュールについて（周知依頼）
- ・ 社会保障・税番号（マイナンバー）制度導入に伴う個人番号等の告知等の取扱いについて
- ・ 「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令」の送付について（顧客交付税務書面等に係る記載事項の変更（個人番号の削除））
- ・ （国税庁からの周知依頼）本人へ交付する源泉徴収票や支払通知書等への個人番号の記載について
- ・ 番号制度導入後の本人確認措置について
- ・ マイナンバー導入後の法定調書等の様式に係る事前の情報提供について（周知）
- ・ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく国税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件の一部を改正する件について
- ・ 「租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令」による顧客交付書面に係る記載事項の変更（個人番号等の削除）への対応について
- ・ （金融庁からの周知依頼）「マイナンバー記載の対象書類の見直し」について
- ・ （金融庁からの周知依頼）「マイナンバー制度導入後の（特別）非課税貯蓄申込書の取扱い」について
- ・ 税法上の本人確認書類の提示方法等について（改訂）
- ・ 金融機関における法人確認事務の周知等について（国税庁からの周知依頼）
- ・ （金融庁からの周知依頼）金融機関が顧客から個人番号の告知を受ける際の取扱いについて

### ④ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置関係

- ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係る制度概要資料等の公表並びに「金融機関向けQ&A」の御送付について
- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に係るQ&A（文部科学省作成）等の更新について
- ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係る申告書様式の修正版の御送付について
- ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係る制度概要資料等の更新並びに「金融機関向けQ&A」の訂正版の御送付について
- ・ 「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に係る取扱金融機関の公表等につ

いて

- ・ 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置に関するQ&A（文部科学省作成）等の更新について

⑤ その他

- ・ 国税庁からの周知方要請「国税庁ホームページにおける「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」等に係るリーフレットの掲載等について」
- ・ 平成27年度税制改正に係る「所得税法等の一部を改正する法律」等の公布等について
- ・ QI契約の改訂版に係るQ&Aについて
- ・ 平成27年度税制改正に伴う外国株式及び外国株式投資信託の特定口座間の移管手続きについて
- ・ 「外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る利子の課税の特例」に係る非課税適用申告書等の様式の御送付について
- ・ 財産債務調書に係る各種資料の公表について
- ・ 「『法定資料を光ディスク及び磁気ディスクにより提出する場合の標準規格等の制定について』の一部改正について（法令解釈通達）」の公表について
- ・ 「平成28年1月からの個人が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制」パンフレットの国税庁ホームページへの掲載等について
- ・ 電磁的方法により交付された支払通知書等の確定申告における取扱いについて
- ・ 国税庁からの文書回答制度の積極的活用に係る依頼について
- ・ 保険会社の相互会社から株式会社への組織変更により割当を受け特別口座に記載又は記録されることとなった上場株式の特定口座への受入れに係る実務上の取扱いについて
- ・ 株式等譲渡所得の確定申告に関する周知等について
- ・ 特定口座内保管上場株式等移管依頼書等に記載すべき「移管希望年月日」の取扱いについて
- ・ 税制改正に伴う納入申告書等の配付に係る広報について（周知依頼）
- ・ 「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」の一部改正について（法令解釈通達）
- ・ 平成28年1月に導入するe-Taxにおける利便性向上策について（周知）
- ・ 非居住者の保有する振替社債等の残高情報等の提供について（金融庁からの調査依頼）
- ・ 外国証券の特定口座間移管に係る標準処理フロー等について
- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度に関する関係省庁への照会について
- ・ 国内投資信託の振替受益権の特定口座間移管に係る標準処理フロー等について
- ・ 「平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等に係る道府県民税利子割の取扱いについて（総務省からの周知依頼）
- ・ 非居住者に係る金融口座情報の自動交換のための報告制度に関する関係省庁への回答について
- ・ 日本の金融商品取引業者用アタッチメントの一部改正について

- ・ 非居住者の保有する振替社債等の残高情報等の調査について（平成28年3月末時点）
- ・ QI契約の改訂版の仮訳の御送付について

## (2) 税制改正等についての会員向け説明会の実施

- ① 28年より開始するジュニアNISA制度及び公社債等課税の一体化につき、「ジュニアNISA及び公社債等課税の一体化に関する説明会」を開催した。

東京：27年10月28日

大阪：27年11月2日

中国：27年11月4日

東北：27年11月6日

北陸：27年11月9日

四国：27年11月10日

名古屋：27年11月11日

九州：27年11月13日

- ② 平成27年度税制改正によって措置された非居住者に係る金融口座情報の報告制度につき、国税庁担当官とともに「非居住者に係る金融口座情報の報告制度に関する説明会」を開催した。

東京：28年3月16日

## (3) 国際的な脱税及び租税回避行為の防止に係る制度への対応

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）について、下記のとおり、アドバイザリー契約を締結している監査法人に確認した実務上の取扱いに係る周知を行った。

- ・ FATCAの報告に係るテスト期間等について
- ・ FATCAの初回報告に係る期限の再延長手続き及びIDESの利用免除手続きについて
- ・ 「会員のFATCA対応事務マニュアル<改訂2版>」及び「FATCAに関するQ&A<改訂1版>」の策定について
- ・ FATCAの報告に係るエラー通知について
- ・ FATCAにおけるスポンサー付FFIの登録期限等及び電子報告時の留意事項について
- ・ FATCAポータルサイトにおけるスポンサー付FFI等の登録方法等について
- ・ FATCAの報告に係る期限の延長手続き及びIDESの利用免除手続きについて
- ・ FATCAにおける既存口座の対応完了に係る宣誓期限の延長について

## (4) 「個人投資家の証券投資に関する意識調査」及び「証券投資に関する全国調査」の実施

平成28年度税制改正要望の参考とするため、「個人投資家の証券投資に関する意識調査」を実施し、調査結果を取りまとめ、27年9月に公表した。

また、3年に1度実施している「証券投資に関する全国調査」を実施し、調査結果を取りまとめ、

27年12月に公表した。

(5) 「民法の一部を改正する法律案」に関する説明会の実施

民法の債権法関係の改正を行う「民法の一部を改正する法律案」が27年3月に国会に提出されたことに伴い、同年5月、協会員に関心が高い論点を中心に、協会員の理解を深めるため、アドバイザー契約を締結している弁護士を招き、説明会を開催した。

(6) 有価証券市場デリバティブ取引等、有価証券店頭デリバティブ取引等及び有価証券関連外国市場デリバティブ取引等に関する調査の実施

27年7月、平成28年度税制改正要望の参考とするため、「有価証券市場デリバティブ取引等に関する調査」、「有価証券店頭デリバティブ取引等に関する調査」及び「有価証券関連外国デリバティブ取引に関する調査」を実施し、調査結果は平成28年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供した。

(7) 「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」の実施

27年7月、平成28年度税制改正要望の参考とするため、「証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査」を実施し、調査結果は平成28年度税制改正要望の参考資料として金融庁に提供するとともに会員通知を行った。

(証券会社の特定口座及び一般口座等の普及状況調査結果の概要)

	第十回調査 (25年6月末)	第十一回調査 (26年6月末)	第十二回調査 (27年6月末)
調査対象会員証券会社数(社)	254	251	250
特定口座取扱会社数(社)	152	150	150
特定口座数合計(口座)(A)	15,746,914	16,999,692	18,494,050
源泉徴収選択口座数合計(口座)(B)	14,221,238	15,353,410	16,955,418
源泉徴収選択割合(B/A)	90.31%	90.32%	91.68%

(参考)

株式数比例配分方式選択口座数 (個人に限る)	3,247,346	5,198,959	6,544,631
---------------------------	-----------	-----------	-----------

(8) NISA口座等に係る調査の実施

① 27年6月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(27年3月31日基準日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知を行った。

② 27年9月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(27年6月30日基準日



現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知を行った。

- ③ 27年12月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(27年9月30日基準日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知を行った。
- ④ 28年3月、金融庁からの依頼に基づき、「NISA口座の開設・利用状況調査」(27年12月31日基準日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供するとともに会員通知を行った。

(「NISA口座の開設・利用状況調査」の概要)

	27年3月末現在	27年6月末現在	27年9月末現在	27年12月末現在
調査対象会員証券会社数(社)	250	250	248	252
NISA取扱証券会社数(社)	130	130	130	131
NISA口座数合計(口座)	5,374,172	5,565,265	5,721,569	5,897,704

(9) ジュニアNISA口座等に係る調査の実施

- ① 27年11月、「ジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)における対応状況調査」を実施し、会員証券会社におけるジュニアNISAに向けての対応状況について調査を行った。
- ② 28年2月、金融庁からの依頼に基づき、「証券会社のジュニアNISA口座の開設・利用状況調査」(28年1月31日現在)を実施し、調査結果を同庁に提供した。

(10) インターネット取引に関する調査(半期)の実施

27年3月末及び27年9月末における会員のインターネット取引の状況について調査を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(インターネット取引に関する調査結果)

	26年3月末	26年9月末	27年3月末	27年9月末
取 扱 会 員 数 (社)	61	60	61	61
口 座 数	19,682,982	20,215,152	20,881,428	21,663,209
株式委託取引売買代金(百万円)	168,709,608	146,334,029	171,102,559	183,062,658

(注) 上記「株式委託取引売買代金」は、調査対象期間(4月1日～9月30日又は10月1日～3月31日)の売買代金合計額である。

(11) インターネット取引に係る株式売買等データ(月次)公表の実施

投資家や証券会社に必要な情報を提供する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係る株式等委託売買代金、月末時点の信用取引残高、口座数等の状況につ

いて調査（月次）を行うとともに、当該調査結果を公表した。

(12) インターネット取引に係るシステム障害件数（月次）公表の実施

会員における顧客資産の保護及び金融商品取引の継続性・安全性を確保する観点から、当該趣旨に賛同して参加を希望した会員におけるインターネット取引に係るシステム障害件数を月次で公表した。

(13) 「証券法制データベース」

証券市場及び証券界に関連する法令・諸規則等を集約した「証券法制データベース」を協会員等に提供してきたが、協会員から意見を募るなどして検討した結果、利用率の低下、他の法令・判例検索サービスの状況、会費の有効活用等の観点から廃止することとし、代替策を案内するなど所要の対応をとった上で、28年3月31日をもって廃止した。

(14) 客員研究員制度

金商法等証券関係法令等の実務に精通した研究者を育成するため、(公財)日本証券経済研究所と共同し、客員研究員制度を運営している。

本年度は、前年度に引き続き第5期 客員研究員（任期：26年4月～28年3月）5名の研究活動の支援を行うとともに、客員研究員会合を9回開催した。また、第6期 客員研究員（任期：28年4月～30年3月）5名の採用を決定した。なお、研究成果については、第4期客員研究員から1本、第5期客員研究員から3本の論文発表があり、協会員への通知、本協会ホームページでの紹介とともに、日本証券経済研究所附属の証券図書館への収蔵を行った。

(15) JSDAキャピタルマーケットフォーラム

我が国資本市場の発展を担う研究者の育成、知識の蓄積のため、若手の研究者（法学・経済学等）を中心に、学識経験者（大学教授、弁護士、民間研究機関研究者）、協会員の実務家、海外の学界・市場関係者等との研究・交流・情報発信の場としてJSDAキャピタルマーケットフォーラムを設置（25年5月）し、本年度中、本フォーラム会合を4回開催した。同会合では5名の研究委員から本フォーラムにおいて取り組んだ研究成果の中間報告が行われるとともに、当該報告内容に関し、活発な意見交換が行われた。

## 6 証券知識の普及・啓発に関する事項

### (1) 本協会独自の活動

#### ① 「土曜学習」等の実施

金融経済教育の拡充・推進の一環として、文部科学省が推進する「土曜日教育ボランティア」運動に賛同し、全国81校、160クラスの小学校・中学校・高等学校の「土曜学習」等に本協会職員及び協力協会の職員を講師として派遣した。

#### ② 「金融リテラシー出前講座」の実施

大学生が経済、金融、資産運用の基本を身に付け、経済的に自立した社会人となるための取組みの一環として、全国各地の大学に本協会役員を講師として派遣する「金融リテラシー出前講座」を実施した。金融リテラシーや証券市場・証券会社の役割等をテーマとして、全国69大学（101回）に講師を派遣した。

#### ③ 教員向け夏期セミナー等の開催

学校の夏休み期間中、中学校・高等学校の社会科・公民科をはじめとした教員を対象に、金融経済教育の充実を図るとともに、授業の指導内容に即した金融経済に関する情報を提供し、今後の授業に役立ててもらうことを目的に、夏期セミナーを全国9都市で9回開催し、536名の参加を得た。また、夏期セミナーの一部を講義録化し、ホームページに掲載した。

#### ④ 教育関係者向け金融・証券体験プログラム（金融・証券1日プログラム）の実施

証券や経済、金融について興味のある中学校・高等学校の教員や教育関係者を対象に、証券の基本に関する講義や体験型教材の実習、証券市場の関連施設や証券会社業務の見学等のプログラムからなる金融・証券体験プログラムを東京、大阪、名古屋で開催し、計125名の参加を得た。

#### ⑤ 教育管理職セミナーの開催

27年8月、学校における金融経済教育の必要性への理解を深めてもらい、教育現場における金融経済教育の導入を促進することを目的に、教育管理職等（小学校・中学校・高等学校長並びに副校長、教頭等）を対象としたセミナーを東京で開催し、68名の参加を得た。また、セミナーの講義録をホームページに掲載した。

#### ⑥ 大学生のための証券・金融セミナーの開催

27年9月、証券市場の機能や、証券会社の役割等についての認識を深め、また、社会に出てから自立した生活を営むうえで欠かせない資産形成の能力を身に付けてもらうことを目的に、大学生のための証券・金融セミナーを東京で開催し、168名の参加を得た。

また、当日のセミナーの様態を編集し、ホームページにおいて動画を配信した。

#### ⑦ パーソナルファイナンスセミナーの開催

27年12月、社会人入りを控えた大学生・大学院生を対象に、金融リテラシーを有する自立した社会人を養成することを目的に、パーソナルファイナンスセミナーを東京・大阪・名古屋の地区別に開催し、238名の参加を得た。

また、当日のセミナーの様態を編集し、ホームページにおいて動画を配信した。

⑧ 児童・生徒等向けセミナー・見学会等の開催

夏休みと春休みに、小・中学生及びその保護者を対象に、金融・証券の仕組み等の理解を促進するため、施設見学や証券に関する学習教室等を盛り込んだイベントを5回開催し、212名の参加を得た。

⑨ 「金融経済教育を推進する研究会」の運営

本協会が事務局を務める「金融経済教育を推進する研究会」（座長：吉野直行 慶応義塾大学名誉教授）が1回開催された。27年9月、同研究会名で文部科学大臣宛てに「中学校・高等学校における金融経済教育のさらなる拡充に向けた要望書」が提出され、要望事項の実現のため関係先への働きかけを行った。

また、大学生が主体的に資産形成に取組む資質・能力を育成するための具体策等について検討を行うため、「金融経済教育を推進する研究会」の下部機関として「大学生の金融リテラシー向上のための検討部会」が設置され、年度中に2回開催された。

⑩ 教員研究会への支援

金融・経済の知識を継続的に習得したい中学校・高等学校の教員等が集まり、自主的な研究を行う教員研究会の活動を支援した。大阪で7回、名古屋で7回講習会等を実施し、計355名の教員の参加を得た。

⑪ 全日本証券研究学生連盟への支援

証券研究に関する学生団体「全日本証券研究学生連盟」の活動を支援した。27年12月に証券市場等に関するテーマについて、論文の発表とディスカッションを行う「証券ゼミナール大会」を東京で開催した。35回目となる本大会には、全国の33大学から579名の大学生が参加し、活発な議論が行われた。また、同連盟の地域組織が東京・大阪・名古屋の地区別にセミナー等を計6回開催し、275名の大学生が参加した。

⑫ 金融リテラシー習得講座（NISA対応特別編）の開催

26年からNISAがスタートしたことを機に、新たにNISA口座を開設した投資知識・経験の浅い層等への金融リテラシーの向上を図ることを目的に、金融庁及び関係団体と連携し、ライフプラン・マネープランの重要性、NISAの概要の解説、投資におけるリスクの理解及び資産形成商品の解説等を取り入れた講座を全国15会場で開催し、計613名の参加を得た。

本講座の内容を広く周知するために特設サイトを開設し、講座の内容をオンデマンド配信した。動画アクセス数は計12,238件であった（28年3月末現在）。

⑬ シニアのための金融知識セミナーの開催

一般消費者、特に高齢者及びその家族等周囲の方を対象として、金融リテラシーを高めることにより、投資詐欺や金融トラブルに巻き込まれることを未然に防止することを目的に、シニアのための金融知識セミナーを東京で開催し、計132名の参加を得た。

本セミナーの内容を広く周知することを目的に、シニア女性向け雑誌及びホームページに採録を

掲載し、情報の拡散を図った。

⑭ 若年層向けセミナー（神戸・京都）の開催

現役若年世代の会社員等を対象として、金融リテラシーの向上を図ることを目的に、ライフプランに応じた資産形成・資産運用の方法やNISAの特徴・活用方法等を解説した若年層向けセミナーを2会場（神戸・京都）で開催し、計252名の参加を得た。

⑮ 刊行物の作成

証券知識の普及・啓発を図るため、投資の基礎、株式、債券、投資信託、証券税制等に関する刊行物を作成・配布した。本年度は、投資未経験者・初心者にライフプラン・マネープランの重要性、各種金融商品の特徴及びNISAについて理解を深めてもらうことを目的とした「はじめての！資産運用」のほか、「投資入門 証券投資の基本ガイド」、「個人投資家のための証券税制Q&A」、「証券税制ガイド」を計170,000部作成、配布した。

⑯ 電子書籍アプリ「投資道場」の配布

主に投資未経験者や若年層を対象として、本協会が提供している一般向けの刊行物等をスマートフォンやタブレットから、より気軽に閲覧できるように電子書籍アプリ「投資道場」を無償で配布した。ダウンロード数は累計12,813件であった（28年3月末時点）。

⑰ 若年層女性向けWEBマンガ記事の制作

主に若年世代の働く女性を対象とし、若年層女性向けのポータルサイトとのタイアップ記事（マンガ含む）を制作し、28年3月、ホームページに公開した。

⑱ 動画「貝社員の投資TO THE FUTURE」の制作

主に投資未経験者や若年層を対象として、ライフプラン・マネープラン及び資産運用の重要性を気軽に楽しく理解してもらうことを目的に本動画コンテンツを制作し、28年3月に公開した。

⑲ 動画「いよいよスタート!ジュニアNISA みんなでお得にNISA制度」の制作

28年からジュニアNISAがスタートしたことを踏まえ、ジュニアNISAとその活用方法等の正しい理解の普及を図ることを目的に本動画コンテンツを制作し、28年3月に公開した。

⑳ ジュニアNISAとその活用方法の正しい理解を普及するためのPRの実施

28年3月、東京スカイツリータウン・東京ソラマチにて、本協会の役職員がジュニアNISAの正しい理解の普及を目的として街頭PRを実施した。

㉑ キット「社会人のためのマネープランガイド」の制作

これから社会人となる高校生及び大学生、新社会人並びに若年層を対象に、ライフプラン・マネープラン、金融商品及び確定拠出年金に関する基本的な知識の習得を支援するため、各関係団体が発行するDVDや刊行物を一つに取りまとめたキット「社会人のためのマネープランガイド」を1,500部制作し、配布した。

㉒ 投資詐欺被害防止に関する周知活動

投資家保護のための周知活動として、株や社債をかたった投資詐欺被害防止に関する注意喚起リーフレットを普及・啓発イベントで配布するとともに、動画による注意喚起を行った。

⑳ 「投資と学習を普及・推進する会」(NPO法人エイプロシス)の活動に対する支援

ボランティア講師(証券カウンセラー)を中心に活動する「投資と学習を普及・推進する会」(NPO法人エイプロシス)の証券カウンセラー派遣事業に対し、引き続き支援を行った。

㉑ 投資教育に関する国際セミナーへの参加

27年5月、投資家教育国際フォーラム(International Forum for Investor Education: IFIE)のアジア地域支部議長及びIFIEグローバル諮問委員会のメンバーとして、マレーシア クアラルンプールで開催された投資家教育に関する国際コンファレンスに参加。またアジア地域支部年次総会を開催するとともに、海外の投資教育関係者との意見交換を行った。

27年9月、アジア地域支部中間会合を韓国 ソウルで開催し、アジア地域における金融・証券教育に関する取組みについて意見交換を行った。また、同時開催されたアジア証券人フォーラム(ASF)年次総会において日本の取組み状況の紹介を行った。

(2) 「証券知識普及プロジェクト」を通じた諸活動

本協会、日本取引所グループ、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、札幌証券取引所、投資信託協会及び名証取引参加者協会で構成する「証券知識普及プロジェクト(以下、「本プロジェクト」という。)」において、以下の活動を行った。

① 「株式会社をつくろう!~ミスターXからの挑戦状」の提供

中学生を主な対象として、会社(企業)に視点をあてた体験学習を通じて、会社の社会的な役割と責任、株式会社の仕組み、金融の仕組みなどについて学ぶための教材「株式会社をつくろう!~ミスターXからの挑戦状」を引き続き提供した。本年度の参加校317校、参加生徒数は29,865名であった。

② 「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」の提供について

高校生を主な対象として、株式会社、金融、外国為替・金利・景気を分かりやすく学べる体験型教材「ケーザイへの3つのトビラ 経済探求の旅に出よう」を提供した。本年度の参加校は326校、参加生徒数は29,982名であった。

③ 「株式学習ゲーム」の提供

中学生・高校生を主な対象として、株式の模擬売買を通じて経済の動きや社会の仕組みなどを具体的に学ぶための教材「株式学習ゲーム」を引き続き提供した。本年度(春季・秋季・冬季合計)の参加校は875校、参加生徒数は39,936名であった。

また、株式学習ゲームを実施した学校の生徒や教員を対象とした感想文・小論文を募集したところ、生徒の感想文は1,372点の応募があり(教員の小論文は6点)、入賞者として、生徒14名(中学生7名、高校生7名)及び教員4名を表彰した。

④ 先生と生徒のためのサポートサイト「金融経済ナビ」の提供

教育現場のための金融経済学習サイト「金融経済ナビ」を提供した。生徒向けには証券や金融について学べる「まなぼう!金融経済」や「ウォーキング in 金融経済タウン」をはじめ、タイムリー

な経済ニュースを解説する「明快◎けいざいニュース」を提供した。教員向けには上記教材に関する授業の手引きや、本プロジェクトの提供教材・イベント等の情報コーナーを設けた。

また、本年度も当サイトの広告をネット上に掲載するなど積極的にPRを行い、アクセス件数が70,063件（28年3月末現在）となった。

⑤ 教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」の提供

金融経済教育の必要性、提供している教材の有用性等を広く教育現場にアピールするため、金融経済教育に関する対談や経済トピックスなどで構成する教育関係者向け情報誌「レインボーニュース」を年3回、計66,000部刊行し、全国の中学校・高等学校・教育委員会等へ提供した。

⑥ 「投資の日」記念イベント特設サイトの開設

本年度の「投資の日」記念イベントに関する告知・PR等のため、ホームページに特設サイトを開設した。また、協会ホームページにおけるバナー掲載、新聞広告及びSNS等の各媒体を通じて特設サイトへの効果的な誘導を図った。

⑦ 「投資の日」記念イベントの開催等

本年度は、社会人現役層全般（特に投資未経験者）を対象として、「投資の日」をきっかけに金融・証券知識の普及・啓発及び金融リテラシーの向上並びに周知を図ることを目的に、全国9地区21会場でイベントを開催し、計4,117名の参加を得た。

本イベントの内容を広く周知することを目的に、東京会場の概要（特に投資の意義・魅力等）を取りまとめ、全国紙（日本経済新聞・読売新聞・朝日新聞）及び特設サイトに採録を掲載し、情報の拡散を図った。

⑧ 「投資の日」（10月4日）に関する周知活動

「投資の日」記念イベントの周知を図るため、本プロジェクトのマスコットキャラクター「とうしくん」特製ポケットティッシュを作成・配布した。

また、投資に関心の低い層に対する興味・関心の喚起を図ること及びメールマガジンへの登録を促すことを目的に、気軽に参加できる内容の“みんなチャレンジ！「投資の日」クイズ”を実施し、計7,590件の応募を得た。

更に、「投資の日」期間（9月から11月）に、協会が主催するイベント等に「とうしくん」着ぐるみ及びキャンペーン用ノボリを貸し出した。

⑨ 「投資の日」記念イベントPRの実施

27年9月、東京（有楽町）にて、個人投資家の桐谷広人氏をお招きし、本協会 稲野会長及びその他の役職員が「投資の日」記念イベント街頭PRを実施した。また、北陸地区では、地区の協会等との協力を得て「投資の日」記念イベント街頭PRを実施した。

⑩ NISA相談コーナーの設置

全国各地の「投資の日」記念イベント会場のロビー等において、「NISA相談コーナー」を設置し、NPO法人エイプロシスの証券カウンセラーが、NISAやジュニアNISAの制度に関する延べ204件の質問・照会に応じた。

## ⑪ 「ゆるキャラ®グランプリ2015」の出場

「とうしくん」が、本プロジェクトと「投資の日」の認知度向上を図るため「ゆるキャラ®グランプリ2015」に出場し、同グランプリ「総合」枠にて1,727キャラクター中530位、「企業・その他」枠にて635キャラクター中180位となった。

## 7 株式市場等に関する事項

### (1) 会社法の改正に伴う自主規制規則の一部改正

27年4月、同年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(26年法律第90号)により、株式等売渡請求制度及び監査等委員会設置会社制度が創設されたことなどに伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部を改正し、5月より施行した。

### (2) インフラファンド市場の開設に伴う自主規制規則の一部改正

27年5月、(株)東京証券取引所において、再生可能エネルギー発電設備等のインフラ資産等を主な投資対象とする投資法人等が上場するインフラファンド市場の開設に伴う上場制度等の整備がなされたことに伴い、「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部を改正し、5月より施行した。

### (3) 「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う自主規制規則の一部改正

27年5月、27年4月以後適用の「企業結合に関する会計基準」等の改正を踏まえた「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴い、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄の発行会社等における会社情報等の本協会への報告に関する細則」の一部を改正し、5月より施行した。

### (4) 金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等

27年5月、「株式投資型クラウドファンディング及びグリーンシート銘柄制度等に代わる新たな非上場株式の取引制度のあり方について」(26年6月公表)の内容を踏まえて、会員が非上場株式に係る投資勧誘等について遵守すべき必要な事項を定めるため、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」を制定するとともに、「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部を改正し、5月より施行した。

### (5) 『グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則』等の特例に関する規則』の制定

27年7月、一部の取扱会員に対し、法令違反行為が認められたとして、業務停止命令及び業務改善命令の行政処分が発令されたことを受け、同社の取扱銘柄に係る投資者及び発行会社をはじめ、グリーンシート銘柄の制度全般に対する影響を最小限に留めるため、同社の取扱銘柄について、グリーンシー



ト銘柄制度及び株主コミュニティ制度に関する特例を定める「『グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則』等の特例に関する規則」を制定し、7月より施行した。

(6) 店頭有価証券の取引に関する確認書の取扱いの見直しに係る「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正

28年2月、店頭取扱有価証券の取引に関する確認書の写しを顧客に交付する義務について廃止するとともに、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄の店頭取引に関する書面の授受を電磁的方法により行う場合の取扱いの明確化を図る等、所要の規定の整備を図るため、「店頭有価証券に関する規則」等の一部を改正し、2月より施行した。

## 8 公社債市場等に関する事項

(1) 協会員通知「新日銀ネット全面稼動に向けた総合運転試験フェーズ2（証券市場）実施手順書（詳細版）について」の発出

27年5月、27年10月の新日銀ネット全面稼動に向け、短期金融市場、証券市場、外国為替市場取引の参加者または全国銀行内国為替制度の参加者である日銀ネット利用先が参加し、全面稼動開始後の市場慣行等に沿って、日銀ネット利用先間の取引・決済全体が円滑に行われることを確認することを目的とした総合運転試験フェーズ2について、証券市場に係る実施手順書（詳細版）を取りまとめ、協会員に周知を図った。

(2) 社債の取引情報の報告・発表制度の開始

27年11月、社債の流通市場の活性化を図るため、社債の取引情報の報告・発表制度に係る規則等を施行し、同制度を開始した。

(3) 公社債店頭売買参考統計値制度の見直し

27年11月、社債の売買参考統計値の信頼性向上のための制度見直しに係る改正規則等を施行し、見直し後の制度運用を開始した。

また、同じく11月、10月の新日銀ネット全面稼動に併せ国債の振替停止期間が廃止されたことを踏まえ、東京証券取引所の国債の上場廃止日等が後倒しされたこと等に伴い、売買参考統計値の最終発表日を後倒しするためにガイドライン「売買参考統計値に関する取扱いについて」の一部を改正した。

(4) 国債の決済期間の短縮化に向けた取組み

27年11月、26年11月に公表された「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」に基づく「国債の決済期間の短縮化に関するワーキング・グループ」等における市場慣行の整

備方針に係る検討が行われたことに伴い、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部を改正するとともに、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」を取りまとめ、協会員に周知を図った。

#### (5) 売買参考統計値等の発表等

本年度中、協会員及び顧客の参考に資するため、協会員からの報告に基づき、売買参考統計値及び個人向け社債等の店頭気配情報等の発表等を行った。

また、本年度中、公社債店頭売買参考統計値発表制度における本協会が指定する協会員（指定報告協会員）については異動がなかった（28年3月末現在の指定報告協会員は18社）。

## 9 外国証券等に関する事項

#### (1) 投資信託の運用報告書の二段階化への対応

27年5月、26年12月1日施行の25年金融商品取引法等の改正において、運用報告書が交付運用報告書と運用報告書（全体版）に二段階化されたことに伴い、外国投信の交付運用報告書の記載事項について、「外国投信の交付運用報告書の記載方法について」を取りまとめ、これに基づく交付運用報告書のサンプルを作成し、協会員に周知を図った。

#### (2) アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）への対応

27年9月、アジア太平洋経済協力会議（APEC）の一部参加国において、「アジア地域ファンド・パスポート（Asia Region Funds Passport）」の創設に向けた検討が行われていることに伴い、APECでの検討状況等について、金融庁担当官による説明会を（一社）投資信託協会との共催により開催した。

#### (3) 番号法施行に伴う外国証券取引口座約款（参考様式）の一部改正

27年10月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」という。）の施行により、27年10月5日から番号法に基づく安全管理措置等を講じることで、個人番号関係事務のために個人番号を収集することが可能となり、また、28年1月1日から個人番号の利用が開始されることに伴い、外国証券取引口座約款（参考様式）の一部を改正した。

#### (4) 自主規制規則の見直し提案への対応

27年11月、27年7月に公表した「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に掲げる提案事項のうち「外国投資信託証券目論見書等の提出義務の見直し」提案を受け、また、26年12月1日施行の25年金融商品取引法等の改正において運用報告書（全体版）は電磁的方法による提供が前提とされたことに伴い、外国投資信託証券の目論見書等の本協会への提出義務を廃止するとともに、外国投資信託証

券の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供時に、運用報告書（全体版）の送付義務を原則として廃止するため、「外国証券の取引に関する規則」を一部改正し、11月より施行した。

(5) 常任代理人契約書等の一部改正及び和文英文併記版の作成

28年1月、証券等の寄託及び常任代理人に関する契約書（モデル）及びこれに付随する各種振替決済口座の取扱いに関する契約書（モデル）（以下「常任代理人契約書等」という。）について、保護預り約款及びその他の各種振替決済口座管理約款の改正と平仄を合わせるため、常任代理人契約書等の一部を改正した。

また、28年3月、和文と英文を併記した常任代理人契約書等を作成した。

(6) 「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の廃止

28年3月、22年3月31日以前に売付け勧誘が行われた少人数向け勧誘対象海外発行証券について少人数私売出しを行う場合、一定の条件により「転売制限」を付さない対応（特例私売出し）が認められていたところ、当該経過措置が28年3月31日をもって終了することに伴い、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」を廃止した。

(7) 「外国籍の投資信託の動向に関する概況」の発表

本年度中、本協会が毎月公表している「外国投信の運用成績一覧表」を基に「外国籍の投資信託の動向に関する概況」を半期ごとに取りまとめ、27年6月に26年度下期分、12月に27年度上期分をそれぞれ公表した。

(8) 外国投資信託証券の確認

本年度中、我が国で販売される外国投資信託証券について、協会員から選別基準の適合に関する確認書を27件受理した。

(9) 法令に基づく公表等

① 金商法施行令第1条の8の4第4号の規定に基づく報告

協会員が取得した譲渡制限のない海外発行証券のうち、少人数私売出しを行い自社で保管の委託を受けているものについて報告を受けた。また、当該報告を受けた譲渡制限のない海外発行証券の銘柄ごとの所有者数等を取りまとめ、公表した。

② 証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令第13条第3号の規定に基づく報告

協会員が行う外国国債等に係る外国証券売出しについて、当該外国国債等の売買を継続して行う場合の報告を受けた。また、当該報告を受けた外国国債等のうち、2社以上から報告のあったものについて公表した。

③ 金商法施行令第1条の7の3第6号の規定に基づく報告

協会等が取得した譲渡制限のない海外発行証券について、金商法施行令第1条の7の3第6号により売出しに該当しない取引として他の協会に売付ける場合等に係る当該譲渡制限のない海外発行証券について報告を受けた。

## 10 証券化商品・金融派生商品市場に関する事項

(1) 販売者や投資家に証券化商品の情報を収集し、リスクを適切に評価してもらうための環境整備

27年6月、証券監督者国際機構（IOSCO）による報告書「証券化商品関連規制に係るグローバルな動向」の公表や、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の改正を踏まえ、販売者や投資家に証券化商品の情報を収集し、リスクを適切に評価してもらうための環境の改善策を検討した結果、オリジネーターなど証券化商品の供給者によるリスク・リテンション状況に係る開示の項目を追加して、内容の拡充を図るため「標準情報レポート・パッケージ（Standardized Information Reporting Package：SIRP）」の一部を改正し、同月より施行した。

(2) 証券化市場の発行動向及び残高調査

本年度中、協会等から報告を受けた証券化商品の発行状況を「証券化市場の動向調査」として毎月公表（年間12回）した。

また、半期ごとに証券化市場の発行動向及び残高を取りまとめた資料をそれぞれ公表した。

(3) PSJ（Prepayment Standard Japan）予測統計値の公表

本年度中、一定の要件を満たす会員からPSJ予測値の報告を受け、集計のうえ統計処理を行った数値（PSJ予測統計値）を月2回公表（年間24回）した。

## 11 投資勧誘等に関する事項

(1) 適切な営業姿勢の徹底

① 高齢顧客への勧誘による販売関係

25年12月16日に施行した「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）について、同ガイドラインにおける約定結果の確認・連絡の見直し提案及びインターネット取引における高齢者対応の在り方等に係る検討を行った。

## ② 契約締結前交付書面等関係

27年5月、(株)大阪取引所において日経平均オプション取引のWeeklyオプション（週次設定限月取引）を導入する制度改正が同月に施行されることに伴い、指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

27年6月、(株)大阪取引所において超長期国債先物取引の商品性の見直しに係る制度改正が7月に施行されることに伴い、国債先物・オプション取引の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

27年6月、金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正等に伴い、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ銘柄に係る契約締結前交付書面（参考様式）を策定した。

27年9月、日本銀行より、新日銀ネットを27年10月13日付で稼働する旨が公表されたことに伴い、円貨建て債券及び個人向け国債の契約締結前交付書面（参考様式）の一部を改訂した。

27年12月、28年1月1日より始まる金融所得課税の一体化の拡充（公社債の課税方式についての見直し）等を踏まえ、個人向け国債、円貨建て債券、外貨建て債券、グリーンシート銘柄、フェニックス銘柄、株式投資型クラウドファンディング業務、株主コミュニティ銘柄、信用取引及び新規公開株式の契約締結前交付書面（参考様式）並びに相続・贈与・移管等により預託等された金融商品に関する説明書の一部を改訂した。

## ③ 「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」の制作及び頒布

28年3月、主にリテール向け対面営業に従事する若手営業員が利用することを念頭に、商品ごとの勧誘・受注時の基本的なチェックポイントを簡潔にまとめた教材として、27年から制作を開始した「コンプライアンス・ハンドブック（勧誘・受注）」について、ジュニアNISAやマイナンバー等の新たな制度等を盛り込んだ改訂版を制作し、協会員に頒布した。

## (2) 自主規制規則の見直しに関する事項

- ① 27年4月、協会員等に対して、「本協会の自主規制規則の見直しに関する提案」を募集し、協会員等から寄せられた提案を踏まえ、27年7月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」を取りまとめ、公表した。
- ② 27年12月、「自主規制規則の見直しに関する検討計画」に基づき、本協会内の各会議体における検討を踏まえ、自主規制規則の見直しに関する検討結果（又は検討状況）を取りまとめ、公表した。

## (3) インサイダー取引の未然防止に関する取組み

### ① 内部者登録カードの整備への対応関係

27年4月及び10月、協会員における内部者登録カードの整備に資するため、「上場会社の非上場会社の親会社」、「上場会社等の主な子会社」及び上場投資法人の「主な特定関係法人」について、調査及び指定を行い、それらの一覧リストを協会員に通知し、本協会のホームページにも掲載した。

② J-IRISS次期システムへの対応について

27年5月、総務委員会において、J-IRISSサービス提供契約の締結に係る調達について（変更覚書の締結）の了承を得た。

27年8月、J-IRISS次期システムに係る接続仕様を明らかにするため、「内部者情報システム接続仕様書」（ドラフト版）を、また、12月、同確定版等を会員に通知した。28年3月、J-IRISS次期システム稼働に関するスケジュール等の詳細について会員に通知した。

(4) 金融商品取引法の改正等（金融商品取引業の拡大等）に伴う取組み

27年5月、協会員区分における「特定業務会員」の設置、株式投資型クラウドファンディング業務及び株主コミュニティ制度の創設等に伴い、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部を改正した。

(5) 広告等の表示の適正化に関する取組み

27年10月、「インターネットにおける自主規制のあり方懇談会」からの依頼に伴い、ウェブサイト上の表示の在り方等について議論を行うとともに、協会員が行う投資信託のランキング表示、少額投資非課税制度（NISA）及びインフラファンドに関する留意事項等を検討し、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

27年12月、28年より、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が導入されることに伴い、当該制度の留意事項等について、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

(6) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の改正（「知る前契約」又は「知る前計画」に伴う取組み）

27年9月、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令が改正され、インサイダー取引規制の適用除外となるいわゆる「知る前契約」又は「知る前計画」に係るより包括的な規定が新設されたことに伴い、当該「知る前契約」又は「知る前計画」の写し及び提出日付等の保存に関する実務上の取扱い等を取りまとめ、協会員に通知した。

(7) マイナンバーの適正な取扱いに関する取組み

27年8月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という。）の施行に伴い、協会員が講ずべき個人番号の適正な取扱いに係る安全管理措置の整備等に関し、「個人情報の保護に関する指針」等を改正するとともに、協会員の参考に資するため関連する社内規程モデル等の一部改訂及び策定を行った。

また、27年8月から9月にかけて、8会場（延べ9回開催、655名参加）において、協会員を対象とした実務対応説明会を実施し、安全管理措置等に関する番号法対応のために準備すべき事項等について説明するとともに、説明会で寄せられた主な質疑応答について後日協会員に周知を行った。

## (8) 金融商品取引業協会相互の定期的な情報交換

「金融商品取引業協会連絡協議会」（21年9月設置）において、金融商品取引業協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図ることを通じ、各金融商品取引業協会（本協会のほか、（一社）投資信託協会、（一社）日本投資顧問業協会、（一社）金融先物取引業協会及び（一社）第二種金融商品取引業協会）における自主規制機能の適切な発揮に向けた取組みを促進することを目的に意見交換を行った。また、本連絡協議会の下に設置した「金商業協会連絡協議ワーキング・グループ」（各協会の実務者で構成）において、各協会における自主規制業務に関する情報交換を定期的に行った。

## (9) 当局との情報・意見交換

証券取引等監視委員会と本協会との間で、情報・意見交換を定期的に行った。

## 12 研修・資格試験に関する事項

### (1) 協会の役員に対する研修及び社内研修に対する支援等

本協会の当面の主要課題（26年7月公表）において、「証券会社・証券市場の信頼性確保」のための施策として、証券会社における倫理観の向上を着実にを行うとともに、「高齢者取引ルールの円滑な運用」などの取組みを進めることとされた。

これに伴い、「平成27年度における協会員に対する研修基本計画」等では、イ. 信頼性確保に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスに関するプログラムの実施、ロ. 実務的で多様な研修方法、ハ. 法令・諸規則等の改正等重要な問題に即応した機動的な対応の3点を基本方針と定めた。

この研修基本計画に基づき、研修事業における重要課題として取り組んできた「『倫理』意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンス研修」について引き続き実施していくとともに、高齢顧客への投資勧誘に関する事例研究など、社会情勢に即した研修テーマを積極的に取り入れ、研修事業の更なる充実を図ることを目的に、自主規制規則に基づく研修及び倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等を実施した（詳細は①、②のとおり）。

また、協会員における社内研修の支援のため、本協会の職員等を派遣又は紹介するとともに、研修録画DVDを作製し、貸出しを行った（詳細は④のとおり）。

なお、認定個人情報保護団体として、協会員における個人情報の適切な取扱いの確保に資する観点から、自主規制規則に基づく研修等において、個人情報保護に係るカリキュラムを適宜取り入れ実施した。

#### ① 自主規制規則に基づく研修

協会員の信頼性確保、内部管理態勢の一層の充実・強化、適切な業務運営及び法令・諸規則等の改正の解説等を目的とする研修として、「代表者セミナー」、「役員研修」をはじめ、「内部管理統括責任者・同補助責任者合同研修」など本協会の規則により受講を義務付けている研修及び規則に基

づく指定研修を6コース30回実施した(2,339名受講)

② 倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修等

金融商品取引業務に必要な実務的知識全般の向上に加え、協会の役職員の倫理意識及びコンプライアンス意識の向上を目的とする研修として、「コンプライアンス実務講座」や「企業倫理講座」など集合研修を5コース33回実施した(2,055名受講)。

また、研修参加機会の拡大を図るために実施したDVD研修は、倫理・コンプライアンスの内容をテーマとする研修を対象に、東京会場で開催した研修をDVDに録画し、地区協会等(6地区33会場)において33回実施した(245名受講)。

③ 協会の社内研修に対する支援

法令・諸規則に関する知識の修得や内部管理態勢の充実・強化等を目的とする協会の社内研修に対して、本協会職員等を延べ20回、派遣又は紹介した。

④ 研修録画DVDの作製及び貸出し

協会の社内研修の充実・強化に資するため、研修の講義内容を録画したDVDを計9本作製し、前年度までに作成したDVDと合わせ延べ101社(延べ139本)に貸し出しを行った。

(2) 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施

① 外務員等資格試験及び外務員資格更新研修の実施状況

本協会は、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣からの委任を受け、本協会の協会員等(協会員及び協会員から委託を受ける金融商品仲介業者をいう。)に所属する外務員の登録事務を行っている。併せて、本協会は、外務員の資質の適格性を確保するため、自主規制規則において、外務員の登録の要件として外務員資格試験(一種外務員資格試験、二種外務員資格試験、特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験)に合格すること等を求めている。本年度における協会員等の役職員を対象とする外務員資格試験の受験者数は98,340名、合格者数は42,873名であった。

また、証券界あるいは証券外務員への関心を高めていただくこと等を目的として、協会員等の役職員以外の一般の方々に向けて、外務員資格試験の一部(一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験)の受験を開放している。本年度における一般の方々の外務員資格試験の受験者数は11,388名、合格者数は7,300名であった。

更に、協会員の内部管理態勢を盤石にし、適正な営業活動の遂行に資するため、自主規制規則において営業責任者及び内部管理責任者制度を設けており、その資質の適格性を確保する観点から、営業責任者及び内部管理責任者の資格要件として内部管理責任者資格試験に合格すること等を求めている。本年度における内部管理責任者資格試験(会員内部管理責任者資格試験及び特別会員内部管理責任者資格試験)の受験者数は24,279名、合格者数は20,755名であった。

本協会では、外務員の資質の維持・向上を図り、投資者の信頼性を確保・向上させるために、自主規制規則において外務員資格の更新制度を設けており、5年ごとに外務員資格更新研修を受講すること等を求めている。本年度における外務員資格更新研修の受講者数は73,207名、修了者数は



73,163名であった。

## ② 外務員必携等の作成

外務員等としての職務を行うに当たって必要な知識を修得するための資料を作成・頒布した。

イ、「外務員必携1～4巻（平成28年版）」

ロ、「特別会員外務員必携（平成28年版）」

ハ、「営業責任者 内部管理責任者 必携（会員・特別会員 共通）（平成27年版）」

ニ、「英語による 外務員必携1～4巻（平成27年版）」

ホ、「英語による 営業責任者 内部管理責任者必携（会員・特別会員 共通）（平成27年版）」

その他、外務員必携等利用者の利便性を高めるため、外務員必携等の追補を適宜実施し、法令・諸規則の改正内容を周知した。

また、「外務員必携（平成28年版）」及び「特別会員外務員必携（平成28年版）」の作成に当たり、利用者における学習の効率性等を勘案し、デリバティブ取引全体としての体系的な理解が可能となるよう、「先物取引」、「オプション取引」及び「特定店頭デリバティブ取引等」を「デリバティブ取引」に一本化した。

## ③ 投資者の意識や規制環境の変化に即応した外務員資格試験等の見直しに向けた対応

27年7月、「内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」、28年2月、「外務員に求めるべき知識を明確化した文書（シラバス）」について、法令・諸規則の改正等を踏まえそれぞれ改訂した。

## 13 監査・モニタリング等に関する事項

### (1) 監査に関する事項

#### ① 監査の実施状況

監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者保護を図ることを目的として、協会の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等を点検するものである。本年度においても監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、監査対象先124先（会員80社（特別監査等を含む。）、特別会員44機関）に対して監査を実施した。

監査の実施に当たっては、27年度監査計画の重点事項に掲げた①内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証、②金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証、③顧客資産の分別管理の状況の検証、④財務の健全性に係る検証、⑤売買管理態勢等の整備状況の検証、⑥反社会的勢力との関係遮断の検証及び⑦システム障害への対応態勢の検証を中心に、監査項目を個別具体的に決定し監査を実施した。

なお、本年度に監査結果通知を发出した会員80社、特別会員44機関のうち、会員21社、特別会員

13機関において法令・諸規則違反等が認められた。

② 監査モニター制度（監査に対する意見受付制度）の実施状況

監査の実態を把握することにより適切な監査の実施を確保するとともに、透明性及び信頼性の高い監査の実施に資するため、監査対象先124先のうち、会員26社、特別会員9機関に対してオンサイト監査モニター制度を実施した。

③ 行政当局及び他の自主規制機関等との連携

金融庁、証券取引等監視委員会及び証券取引所との間で、情報交換会を開催し監査についての情報共有を行った。また、証券取引等監視委員会が主催する研修へ参加するとともに、証券取引等監視委員会より講師を招き本協会が監査員研修を実施することにより、監査業務の質的向上を図った。

④ 監査結果の概要等の周知徹底

協会の法令・諸規則に違反する行為の未然防止及び内部管理態勢の構築に係る自主的な取り組みの促進に資するため、監査結果の概要について半期ごとに、また、監査結果の指摘事例のうち主な内容について四半期ごとに取りまとめ、協会員宛てに通知し周知徹底を図った。

（参考1 監査の実施状況）

（単位：社・機関）

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
会 員	80(1)	84(6)	87(7)	87(10)	80
特 別 会 員	44	48	53	53	53
合 計	124	132	140	140	133

（注）括弧（内書き）は、監査2部特別監査室による特別監査等の実施社数

〈特別会員内訳〉

（単位：機関）

	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度
都 市 銀 行 等	4	4	5	2	0
地 方 銀 行	15	21	22	22	21
第二地銀協地銀	10	11	11	16	17
信 用 金 庫 等	11	8	8	10	12
生 命 保 険 会 社	1	1	2	1	0
損 害 保 険 会 社	1	0	0	0	1
そ の 他	2	3	5	2	2
合 計	44	48	53	53	53

（注）「都市銀行等」には、信託銀行及び政府系・系統金融機関を含む。「信用金庫等」には、信金中央金庫を含む。「その他」は、短資会社、外国銀行及び信用組合等である。

(参考2 監査結果における法令・諸規則違反等の概要 (結果通知日ベース))

【会員】

(単位：社)

	27年度	参 考			
		26年度	25年度	24年度	23年度
法令・諸規則違反等を指摘した会社	21	23	26	25	23
法令・諸規則違反等が認められなかった会社	59	55	65	61	55
計	80	78	91	86	78

【特別会員】

(単位：機関)

	27年度	参 考			
		26年度	25年度	24年度	23年度
法令・諸規則違反等を指摘した機関	13	9	7	4	19
法令・諸規則違反等が認められなかった機関	31	38	49	47	34
計	44	47	56	51	53

(2) 財務状況等のモニタリングに関する事項

① 経営状況等に応じた個別モニタリングの実施

イ 通常モニタリングにおいて、モニタリング調査表から毎月末、自己資本規制比率が200%を下回った会員を抽出し、継続的かつよりきめ細かいモニタリングを実施した。

ロ 金融商品取引業を廃止する会員等における顧客資産の返還業務に係るモニタリングを実施した。

② 行政当局等との連携

イ 監査本部以外の部署とも連携し、風評等、個別に問題が認められる会員について、適宜、モニタリングを実施した。

ロ 個別モニタリングで把握した情報については、協会内の関係部署で情報を共有するとともに、行政当局等との間で情報交換を行う等、連携を図った。

(3) 協会の処分等

① 会員の処分等

本年度中、定款第28条第1項の規定に基づき、会員2社に対し過怠金の賦課処分（併せて同第29条に基づき勧告）を、会員1社に対し譴責処分（併せて同第29条に基づき勧告）を行った。

② 会員の外務員等に関する処分等

本年度中、会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会の従業員に関する規則」第12条及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、一級不都合行為者の取扱いの決定（1名）、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（8名）並びに外務員の職務停止処分（71名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（8名）を行った。

③ 特別会員の外務員等に関する処分等

本年度中、特別会員の外務員等に関し、金融商品取引法第64条の5、「協会の従業員に関する規則」第12条及び「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」第6条の規定に基づき、外務員の登録取消処分及び二級不都合行為者の取扱いの決定（5名）並びに外務員の職務停止処分（23名）を行った。

また、「協会の内部管理責任者等に関する規則」第17条の規定に基づき、営業責任者の配置禁止措置の決定（8名）を行った。

④ 協会を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等の処分

本年度中、協会を所属金融商品取引業者とする金融商品仲介業者の外務員等に関し、金融商品取引法第66条の25において準用する同法64条の5の規定に基づき、外務員の職務停止処分（4名）及び外務員の職務禁止措置の決定（1名）を行った。

(4) 事故の確認

金融商品取引法は、第39条第3項ただし書の規定により、補てんに係る損失が事故に起因するものであることにつき、①財務局長等（内閣総理大臣）の確認を受けている場合、②本協会の事故確認委員会において、調査され、確認されている場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第1項第9号）及び③事後に報告することを条件とする場合（金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項）には、金融商品取引業者等が顧客に対して、損失補てんを行えることとしており、本年度中の対応状況は次のとおりである。

① 財務局長等に対する確認申請事案の審査

協会から提出された確認申請書の審査を行った（本年度中の会員に係る確認件数：4件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：0件）。

② 事故確認委員会による調査及び確認

協会から提出された事故調査確認申請書の調査及び確認を行った（本年度中の会員に係る確認件数：387件、特定業務会員に係る確認件数：0件、特別会員に係る確認件数：25件）。

③ 事故報告書に係る事務

協会から提出された財務局長等に対する「金融商品取引業等に関する内閣府令第119条第3項」に基づく事故報告書の取りまとめを行った（本年度中の会員に係る報告件数：6,035件、特定業務会員に係る報告件数：0件、特別会員に係る報告件数：326件）。

## 14 あっせん・苦情相談に関する事項

### (1) 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談に関する事項

本協会においては、本協会を含む5つの金融商品取引業協会と連携・協力し、金融ADRを主たる事業とする第三者機関である特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（以下「FINMAC」という。）に対し、本協会の相談、苦情及び紛争解決のあっせん業務（以下「紛争等解決業務」という。）を委託している。

本年度における協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせん・苦情相談の処理状況は、次のとおりである。

#### ① 協会員の有価証券の売買その他の取引等に関するあっせんの申立て等の状況

本年度におけるあっせんの処理状況は次のとおりである。

（単位：件）

区分	年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
		年度当初の係属事案	23	42	30	54	100	50	85	79	48	15
新規申立事案		158	126	173	278	205	239	308	208	128	101	118
実施(終結)事案		139	138	149	232	255	204	314	239	161	93	109
	和解	(66)	(69)	(132)	(73)	(127)	(102)	(156)	(103)	(95)	(47)	(51)
	不調	(69)	(66)	(92)	(67)	(119)	(92)	(144)	(113)	(44)	(39)	(51)
	取下げ等	(4)	(3)	(8)	(9)	(9)	(10)	(14)	(23)	(22)	(7)	(7)
年度末の係属事案		42	30	54	100	50	85	79	48	15	23	32

#### ② 協会員の有価証券の売買その他の取引等・証券取引制度に関する苦情相談件数

本年度中、受け付けた苦情相談件数は、次のとおりである。

（単位：件）

苦情・相談内容	地区別	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	その他	合計
		①勧誘に関する苦情	10	6	203	61	13	101	24	15	31	3
②売買取引に関する苦情		5	8	172	58	8	125	15	9	22	3	425
③事務処理に関する苦情		2	0	98	15	5	40	14	0	10	0	184
④その他の苦情		1	6	31	7	2	53	6	3	5	0	114
苦情合計		18	20	504	141	28	319	59	27	68	6	1,190
相談	証券取引制度等に関する質問及び意見	105	131	2,204	617	92	725	139	102	325	1,530	5,970
合計		123	151	2,708	758	120	1,044	198	129	393	1,536	7,160

## (2) 認定個人情報保護団体としての苦情相談の処理状況

本年度における個人情報の取扱いに関する苦情相談件数は次のとおりである。

(単位：件)

区分		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
苦情	利用目的の特定		0	0	0	0	0
	利用目的による制限		3	0	0	0	2
	適正な取得		1	6	0	1	2
	その他		20	21	12	7	13
合計			24	27	12	8	17
相談	相談・問合せ等		1	16	15	15	24
合計			25	43	27	23	41

## 15 国際交流に関する事項

### (1) 国際交流

国際会議に参加し、海外の関係団体・自主規制機関との積極的な意見交換を行った。

#### ① 証券監督者国際機構(IOSCO)関連会議

27年5月、英領ジャージー、11月、英国ロンドン及び28年2月、豪州シドニーで開催された投資家保護を担当する第8常設委員会(C8)の会合にオブザーバーとして参加し、我が国における投資家保護・金融リテラシーの向上に関する最近の取組み等を紹介するとともに、高齢個人投資家の保護に関する取組み、行動経済学の投資家教育への応用等に関し、各国の証券規制当局者等の関係者との情報交換・意見交換を行った。

27年6月、英国 ロンドンで開催された第40回IOSCO年次総会に参加した。総会中に開催されたAMCC（協力会員諮問委員会）では、本協会が「証券市場における問題の早期発見に関するワーキング・グループ」(ATC WG)の議長として、各国自主規制機関等の最近の取組みに関する報告を受け、証券市場の新たな諸課題について情報の取りまとめ・意見交換を行った。なお、同WGにおいて、本協会から株主コミュニティ制度を通じた非上場株式の新たな取引の枠組みと自主規制の整備について報告を行った。

27年7月、ドイツ フランクフルトで開催された流通市場を担当する第2常設委員会(C2)の会合に参加し、社債市場の流動性に関する議論に際し、我が国の社債流通市場の現状と活性化に向けた取組みについて、プレゼンテーションを行った。

27年10月、スペイン マドリッドで開催されたIOSCOセミナートレーニングプログラム(STP)に職員を派遣し、グローバルな金融規制の状況について知識を得るとともに、本トレーニングプログラムにおいて題材となった事項（投資者教育、苦情処理及び代替紛争解決）に関する議論に参加すること等を通じて、各国の金融規制当局者等と情報交換・意見交換を行った。

27年10月、スイス チューリッヒにおいてIOSCO/AMCC中間会合及び同研修セミナーが、ブラジル金融資本市場協会（ANBIMA）及びスイス取引所（SIX SWISS Exchange）の共催により開催された。今回合中、中間会合ではサイバー・セキュリティ、フィンテック、市場仲介者の職業倫理に関して議論が行われた。研修セミナーにおいては各国の証券規制当局及び自主規制機関の職員を対象として、主に市場監視、リスクベースの監督及びサイバー・セキュリティ対策等について研修が行われた。

## ② 国際証券業協会会議（ICSA）関連会議

27年4月、インド ムンバイでボンベイ証券取引所参加者協会（BBF）の主催で開催された第28回ICSA年次総会に参加した。今回合中においては、金融危機後に国際的に合意された規制改革が各国・地域で実施段階にある一方、ユーロ圏を中心に世界経済は減速し、停滞感が生じている状況の下、“規制”と“成長”のバランスをいかに図っていくかを基本テーマとして、アジアを始め新興国を中心とした資本市場の発展と課題、実体経済への貢献などについて幅広い議論が行われた。

また、ICSAとして、今後一層の資本市場の機能発揮が期待される中、より有効かつ機動的な提言活動等を行っていくための組織強化（カナダにおける法人化、定款の作成、理事会・事務局機能の強化等）もメンバー間で協議された。

27年6月、英国 ロンドンで開催されたICSA特別会合に参加した。今回合中においては、IOSCO常設委員会との意見交換の様相、ICSAの法人化に伴う定款の承認等について議論が行われた。

27年10月、スイス チューリッヒで開催されたICSA中間会合に参加した。今回合中においては、クロスボーダー規制への関与の在り方、規制強化と社債市場の流動性に関する問題、サイバー・リスクへの対処等について議論が行われた。

## ③ アジア証券人フォーラム（ASF）関連会議

27年9月、韓国 ソウルで韓国金融投資協会（KOFIA）の主催で開催された第20回アジア証券人フォーラム年次総会に参加した。今回合中、メンバー間の会合においては、APEC（アジア太平洋協力機構）のAPFF（Asia-Pacific Financial Forum：アジア太平洋金融フォーラム）における議論の共有や意見発信を目的とする“APFF Engagement Working Group”（座長：David Love 氏オーストラリア（AFMA）の活動状況について報告が行われた。また、メンバー向けセミナーにおいては、香港証券先物委員会のStephen Poシニア・ディレクター（市場仲介者規制を担当するIOSCO第3常設委員会委員長を兼務）が「成長・新興市場における市場ベースの資金調達役割」と題した基調講演を行った後、年金資産、投資家教育、中国市場のボラティリティ及びアジアの証券会社の海外展開に関するパネル・ディスカッションが行われた。また、公開セミナー中にChina Securities Administration Institute PresidentのYu Hua An氏が「AIIB（アジアインフラ投資銀行）導入後のアジア資本市場の役割の拡大」と題したプレゼンテーションを行った。

27年12月、東京において第11回ASF東京ラウンドテーブルを主催した。本セミナーには、研修生としてアジア各国の証券関連団体・規制当局の職員21名を招き、本協会のほか、証券関連機関、規制当局、本協会会員会社を訪問し、日本の証券市場における法規制、取引インフラ、関係機関の業務内容等を紹介する研修を行った。

④ ASEAN+3債券市場フォーラム（ABMF）関連会議

27年4月、8月及び28年1月にフィリピン マニラ、27年10月にシンガポールで、それぞれ開催されたABMF会合にナショナルメンバーとして参加し、アジア債券市場の標準化・調和に向けた具体的な方法や、今後の活動方針等について意見交換した。

⑤ 国際標準化機構・金融サービス専門委員会・証券業務および関連金融商品に関する分化委員会（ISO/TC8/SC4）第32回年次総会

27年5月、カナダ トロントで開催されたISO/TC68/SC4の年次総会に出席し、日本の証券分野のISOの動向を報告し、SC4の各ワーキング・グループの課題について意見交換を行った。

⑥ 第47回国際資本市場（ICMA）年次総会

27年6月、オランダ アムステルダムで開催された第47回国際資本市場協会（ICMA）年次総会に参加した。今回合会においては、EUが2019年に導入を目指すCapital Markets Union（CMU：資本市場同盟）が大きなテーマとなり、CMUに期待される役割・機能や導入に向けた課題が議論された。また、金融危機後の新たな規制や欧州中央銀行（ECB）の量的緩和措置が債券市場の流動性や担保付ファイナンスに与える影響等についても意見交換が行われた。一方、欧州経済の低成長が続く中で欧州の企業・金融機関・投資家が投資先として強い関心を有する中国については独立のセッションが設けられ、中国市場及び人民元の国際化の現状及び見通しについて議論が行われた。

また、本協会は協賛団体として支援を行い、会議資料（iPad）への資料掲載、展示エリアでの日本証券サミットDVDの上映、協会資料等の配布を行った。

⑦ 米国証券取引委員会（SEC）研修セミナー

27年6月及び11月、米国 ワシントンにおいて開催された米国証券取引委員会（SEC）研修セミナーに職員を派遣し、米国における証券規制執行の概要、調査・監査手法に関する議論に参加することを通じて、他国の証券規制当局者等との交流を図った。

⑧ 第8回日本証券サミット

28年3月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）との共催で米国 ニューヨークにおいて、「第8回日本証券サミット」を開催した。本イベントのニューヨークでの開催は3回目となった。今回のイベントでは、世界経済が成長の不確実性に直面する中で日本経済のデフレからの脱却を確実なものとし、次のステージへ移行するための持続的成長に向けた成長戦略をどのように実現するのかに関心が高まる中で開催され、約200名が来場した。高品質な金融サービスの提供を確実なものとし、金融の安定性を維持するための効果的な金融規制の在り方等に関する金融庁長官 森信親氏による基調講演に続き、パネル・ディスカッションにおいては、人口動態を踏まえた持続的な成長を確保するための経済・財政及び金融政策、資本市場における資金供給能力を適切に発揮するためのコーポレートガバナンス改革を含めた市場活性化策について議論が行われた。また、日本からの参加者は、現地の機関投資家の動向や証券ビジネスの現状等の情報を直接得るため関係先を訪問し、関係者間の対話を通じた市場・業界間のネットワーク、リンケージ強化を図った。



⑨ 日本証券市場セミナー

28年3月、カナダ投資業協会（IIAC）との共催でカナダ トロントにおいて、日本証券市場セミナーを開催し、カナダの機関投資家・金融関係者を主な対象として、日本市場のプロモーション活動を行った。今回のセミナーにおいては、在トロント総領事 中山泰則氏によるゲストスピーチに続き、パネル・ディスカッションを行い、日本経済、金融政策、財政再建、成長戦略及び構造改革の見通しについて議論を行うとともに、証券市場の効率性及び企業価値の向上並びに日本市場が提供する投資機会についても議論を行った。

⑩ 投資家教育国際フォーラム

27年5月、マレーシア クアラルンプールで、IOSCO（証券監督者国際機構）との共催で開催された投資家教育国際フォーラム（IFIE）及び同アジア地域委員会の年次総会、投資家教育国際カンファレンスに参加した。IFIE及び同地域委員会の年次総会では、各地域・国ごとの活動状況等を報告するとともに、IFIEの新役員を選出が行われた。また、投資家教育の国際カンファレンスでは、金融教育活動を国際的に展開するOECD関連機関である金融教育に関する国際ネットワーク（INFE）から参加があり、金融教育において国際的な協力を進める方向でコンセンサスが得られた。

(2) 海外からの照会等への対応

年間を通じて、海外からの研修生・来協者への対応、関係団体との情報交換のほか、協会規則等に関する照会に回答した。

- ① 27年4月、香港証券投資研究所（HKSI）会長のMr. Craig Lindsayを団長としたHKSI視察団（総勢26名）に対し、本協会の自主規制、特に外務員試験及び外務員登録の概要について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ② 27年5月、中国銀行間市場交易商協会（NAFMII）の事務局次長である楊農氏ら5名に対して、本協会の主な活動の概要及び外務員試験及び外務員登録の概要について説明し、参加者と意見交換を行った。
- ③ 27年6月、ミャンマーの財務副大臣（兼証券委員会委員長）であるMaung Maung Thein氏他2名が来日し、稲野会長と懇談した後、本協会担当者から本協会の概要と資格試験制度に関し説明し、意見交換を行った。
- ④ 27年6月、アジア・コーポレート・ガバナンス協会のChris Wells氏が来日し、プレマーケティングの投資家情報の発行体への提供に関し、情報交換・意見交換を行った。
- ⑤ 27年7月、北京市金融工作局の張幼林副局長ほか5名が来日し、ベンチャー育成の制度整備に関し、情報交換・意見交換を行った。
- ⑥ 27年8月、金融庁に設置されたアジア金融連携センターで研修中のモンゴル、タイ、ベトナム、ラオス、インド、スリランカ及びカンボジアからの研修生8名に対して、本協会の主な活動概要、証券市場の歴史、証券会社に対する処分制度、投資家教育、自主規制、証券化、デリバティブ取引等について説明し、意見交換を行った。

- ⑦ 27年8月、タイ財務省及びバンコク銀行の関係者が来日し、日本の国債市場の概要について説明し、流動性等について意見交換を行った。
- ⑧ 27年9月、韓国金融投資協会（KOFIA）の関係者が来日し、金融庁及び本協会の会員会社等との間でベターレギュレーションに係る意見交換を行った。
- ⑨ 27年10月、JICAモンゴル資本市場プロジェクトの一環として、モンゴル金融規制委員会（FRC）のGanbayar審議官ほか一行が来日し、自主規制業務及びIPO規制について意見交換を行った。
- ⑩ 27年11月、韓国の報道機関記者10名と韓国金融投資協会（KOFIA）が来日し、NISAの現状及び金融資本市場への影響等について、金融庁及び会員会社等を視察するとともに、意見交換を行った。
- ⑪ 27年11月、ニューヨーク連銀の調査担当者が来日し、日本経済の動向と金融資本市場の課題等について、意見交換を行った。
- ⑫ 27年12月、ユーロクリア本社のVerbeke部門長が来日し、国際金融センター構想、中国の資本市場の外貨開放政策等を含むアジアの証券界の課題について意見交換を行った。
- ⑬ 28年1月、台湾財政部（財務省）の陳柏誠組長及び台湾交流協会台北事務所の担当者が来日し、日本国債市場の動向について意見交換を行った。
- ⑭ 28年2月、韓国金融投資協会（KOFIA）の広報担当者が同会員会社の広報担当者とともに来日し、日本のNISA広報活動等を視察し、意見交換を行った。

## 16 社会貢献活動・環境問題・寄付に関する事項

### (1) 社会貢献活動・環境問題への取組み

#### ① 環境自主行動計画に係る取組み

27年6月、環境自主行動計画「2013年度以降の証券業界の環境問題に関する行動計画」に基づき、証券界全体における電力使用量やエネルギー使用量及び各社における環境問題への取組みについて、会員に対し「2014年度の電力使用量等及び環境問題への取組みに関する調査」を実施し、同年10月に調査結果の公表を行った。

#### ② その他の環境問題への取組み

27年4月、東日本大震災を受けた節電の必要性を踏まえ、昨年を引き続き、会員に対し、5月から10月までの間、「証券界のクールビズの実施」を要請するとともに、本協会においても同様に、クールビズを実施した。

27年7月、会員に対し「クールアース・デー」（7月7日）における取組みへの参加について要請を行った。

#### ③ 社会貢献活動への取組み

「社会貢献ワーキング・グループ」（本年度中、2回開催）において、本協会が支援している「海

「外留学支援制度」への証券界としての対応について検討を行い、昨年を引き続き、同制度において「支援企業コラボインターンシップ」を行うこととした。

## (2) 寄付への取組み

「寄金ワーキング・グループ」（本年度中、2回開催）における検討結果を踏まえ、寄付要請があった団体のうち、本年度中に8団体に対して寄付を行った。なお、当該寄付案件には、25年12月に証券戦略会議にて承認された上記(1)③に記載の「海外留学支援制度」を支援するための寄付も含まれている。

## 17 地区協会に関する事項

### (1) 地区別評議会の開催状況

区分 \ 地区協会	北海道	東北	東京	名古屋	北陸	大阪	中国	四国	九州	合計
地区別評議会(回)	11	11	3	10	11	11	11	11	11	90

### (2) その他地区協会における特記事項

#### <東京地区協会>

##### ① 東京地区評議会の活動状況

本年度中、東京都以外に本店の所在する地方会員及び東京都内に本店の所在する取引所非取引参加者で構成する「東京地区地方証券等評議会」を3回開催した。また、リテール営業を中心とする会員で構成する「東京地区リテール証券評議会」を2回開催（東京地区評議会との合同開催を含む。）した。

##### ② 他地区との地域交流会

本年度中、地域を隔てた会員間の意見交換を目的として、東京地区と北陸地区の地域交流会を開催した。

#### <大阪地区協会>

##### ① 会員との懇談会

本年度中、大阪地区に本店の所在する会員（以下、「大阪地区本店会員」という。）で構成する「本店会員懇談会」を11回開催した（地区別評議会との合同開催）。また、大阪地区本店会員のうち、参加を希望する東京証券取引所非取引参加者で構成する「東証非取引参加者懇談会」を2回開催した。

##### ② 行政当局との懇談会

本年度中、金融庁及び近畿財務局幹部と会員代表者等との懇談会を4回開催した。

また、近畿財務局幹部と地区会員の実務担当者との懇談会を1回開催した。

### ③ 地区特別事業

本年度中、「関西経済への貢献に関する検討懇談会」（25年10月設置）を3回開催し、検討の結果、具体的な取組みとして、27年5月に「関西企業トップとの懇談」、同年6月に「大学生等を対象とする『起業』に関するイベント」を実施した。

また、各界の有識者と会員代表者との間で自由に懇談する「経営者懇談会」を4回、会員各社の内部管理体制整備を支援する「大阪地区内部管理体制研究会」を10回開催した。

## 18 内部監査に関する事項

### (1) 本協会事務局組織における内部監査

#### ① 業務の遂行状況等に関する監査

本年度における内部監査は、所管業務の適正な遂行の状況、内部統制システムの整備、運用状況等を重点項目として実施した。本年度中、本部5部3室を対象に監査を実施し、認められた課題について、その解決に向けた提言を行うとともに、その結果については、代表役員（会長、副会長、専務理事）及び常任監事に報告し、改善事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。また、内部統制システムの整備、運用状況の結果については、コンプライアンス委員会事務局に報告した。

#### ② 個人情報の取扱状況に関する監査

個人情報保護体制の整備・運用状況につき、業務の遂行状況等に関する監査と併せて本部5部3室を対象に監査を実施した。その結果については、個人情報総括者（会長）、個人情報管理責任者（副会長）及び個人情報保護委員会事務局に報告するとともに、改善事項が認められた部署に対して改善措置策の作成を要請した。

また、個人情報保護マネジメントシステムに基づき、各部署において行う個人情報の取扱状況の自主点検に係る点検チェックリストを作成するとともに、点検実施に当たっての留意事項を取りまとめ、周知を図った。

### (2) 内部統制システムの整備に関する事項

27年3月、「内部統制システムの整備に関する規程」に基づき、内部統制構築部署が行う内部統制システムの整備状況に係る自主点検の実施及びその結果報告を要請し、27年8月、構築19部署の自主点検結果について取りまとめ、代表役員及び常任監事に報告した。

## 19 その他

### (1) 記者会見の開催

報道関係者への情報提供の場として記者会見を計12回開催し、本協会における決定事項や様々な取組みについて発表を行った。

### (2) 「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」の開催

報道関係者に証券界の現状や話題などについてより理解してもらい、また相互の意思疎通を図るため、「日本証券業協会協会長と報道関係者との交流会」を計9回開催した。

### (3) 証券市場全体のBCP（事業継続計画）整備のための取組み

27年11月、午前7時30分に首都直下地震が発生する前提で、日銀ネットの稼働状況がブラインド化されている状況で自社に必要な作業を確認するシナリオにより、参加協会員を対象に、BCP対策委員会等からの情報の提供及び協会員による被災状況の登録等について、BCPWEBを用いた共同訓練を実施するとともに、各社の関係部署間の連携体制の確認を目的とした個社ごとの訓練を実施した。

なお、同共同訓練では、①国債の入札・発行事務の業務継続体制の強化を図る観点から、財務省によるBCPWEBを通じた公社債市場参加者の業務状況の把握等、②会員における対策本部の設営、各社対策本部連絡先並びに本店及びシステムセンターの被害状況をBCPWEBにより金融庁へ報告することを試行的に実施、③短資取引約定確認システムにも影響が及ぶシナリオで短期金融市場及び外国為替市場との市場間連携の確認、④取引所外取引システム及びグリーンシート等システムの稼働確認も行った。

## 第3章 総会・理事会・会議・委員会・役員等

### 1 総会

#### (1) 定時総会

27年6月15日、定時総会を開催し、次の議案を付議し、すべて原案どおり承認可決した。

第1号議案 平成26年度 事業報告書承認の件

第2号議案 平成26年度 収支計算書承認の件

第3号議案 平成27年度 事業計画書承認の件

第4号議案 平成27年度 収支予算書承認の件

第5号議案 会長及び常任理事選任の件

(会員選挙及び特別会員選挙の結果報告の件)

#### (2) 臨時総会

27年4月7日、臨時総会を開催し、次の議案を付議し、原案どおり承認可決した。

議 案 金融商品取引業の拡大等に伴う「定款」の一部改正の件

### 2 理事会

本年度中、理事会を26回開催し、協会運営規則の一部改正、平成26年度事業報告書及び平成27年度事業計画書、平成26年度収支計算書及び平成27年度収支予算書、平成27年度収支決算見込み及び平成28年度収支予算(案)、金融商品仲介業者の本協会加入に係る承認手続き等について、協会基金の有効活用・見直しに伴う新たな基金の設置等について、新役員等候補者推薦、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退など本協会の業務運営に関する重要事項について審議、承認した。

### 3 自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会、金融・証券教育支援委員会

#### (1) 自主規制会議

本年度中、自主規制会議を18回開催し、金融商品取引法等関係法令の改正や「自主規制規則の見直しに関する検討計画」等を踏まえた自主規制規則の制定・改正、協会員に対する監査・処分等、自主規制の業務運営に関する重要事項について審議・報告を行った。

また、自主規制会議の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

① 本年度中、「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」(22年1月設置)を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、25年12月16日から施行した「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第5条の3の考え方」(高齢顧

客への勧誘による販売に係るガイドライン) について、同ガイドラインにおける約定結果の確認・連絡の見直し提案及びインターネット取引における高齢者対応の在り方等に係る検討を行った。

- ② 本年度中、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング・グループ」(20年4月設置)を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、24年12月に公表された金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」報告書の対応事項のうち、インサイダー取引規制の適用除外となる「知る前契約」又は「知る前計画」に関し包括的な規定を設けることについて、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の改正が予定されていること、また、同府令の改正に伴い、「知る前契約」又は「知る前計画」に係る適正な手続きの実施に資するため、会員における対応について検討し、実務手続きに係る周知及び社内規程モデルの一部改訂を行った。

## (2) 証券戦略会議

本年度中、証券戦略会議を13回開催し、概ね以下の事項について審議などを行った。

- ・ 平成27年度N I S A広報活動について
- ・ 「米国における『外国口座税務コンプライアンス法』(FATCA)への対応に係るワーキング・グループ」の改組について
- ・ 「平成28年度税制改正に関する要望」等について
- ・ 平成28年度「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止に係る広報活動計画の策定等について
- ・ 平成28年度事業計画案について
- ・ 「平成28年度N I S A広報実施計画」について

また、証券戦略会議の下部機関として設置された懇談会、検討部会及びワーキング・グループの検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」(23年7月設置)を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、会員におけるマイナンバー制度導入に向けた実務的な対応及びマイナンバーの利活用等について検討を行った。

- ② 27年4月、「米国における外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)への対応に係るワーキング・グループ」(23年4月設置)について、FATCAに加え、外国人口座の自動的情報交換に関する共通報告基準(CRS)の国内法制化を受けた会員の実務対応等について検討を行うため、本ワーキング・グループを「『外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)』及び『共通報告基準(CRS)』への対応に係るワーキング・グループ」に改組した。

本年度中、本ワーキング・グループでは、「会員のFATCA対応事務マニュアル」及び「FATCAに関するQ&A」の改訂、会員の実務対応に係る円滑化のため海外関係機関への要望書の提出等について検討を行った。

- ③ 本年度中、証券市場基盤整備基金「運営審議会」(18年1月設置)を9回開催した。

本審議会では、証券市場基盤整備基金の活用の在り方等について審議を行い、審議の内容を証券戦略会議に報告した。

- ④ 本年度中、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（24年12月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、確定拠出年金制度の普及・利用促進に向け、「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（27年4月国会提出）」成立後に検討される「指定運用方法の選定基準」及び「運用商品の提供数の上限設定」等について意見を取りまとめるとともに、厚生労働省に対して要望書を提出した。

また、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」及び「職場積立NISAに関するガイドライン」に基づく報告・集計（報告・集計要領）等について検討を行った。

- ⑤ 本年度中、「公社債等課税の見直しの円滑な実施に向けた検討ワーキング・グループ」（25年5月設置）において、28年1月から実施される金融所得課税の一体化に沿った公社債・公社債投資信託課税の見直しの円滑・確実な実施に向けて、金融商品取引業者等が対応すべき実務上の課題について、関係省庁に確認を行った。

- ⑥ 27年7月、「証券税制に関するワーキング・グループ」を改めて設置した（本年度中、17回開催）。

本ワーキング・グループでは、平成28年度税制改正要望の要望項目等について検討を行った。

- ⑦ 本年度中、「反社情報の照会等の在り方に関する懇談会」（21年2月設置、自主規制会議と共管）の下部機関のワーキング・グループを5回開催した。本ワーキング・グループでは、反社情報照会システム（反社情報データベース）の安定的な運用に向け、各論の検討を推し進めた。

- ⑧ 本年度中、「金融・資本市場統計整備懇談会」（21年6月設置）を1回開催した。

本懇談会では、各統計公表団体における最近の取組み等について報告を行った。また、金融・資本市場に関する統計情報の整備・充実に向け、ブルームバーグ及び日本銀行からそれぞれプレゼンテーションを受け、意見交換を行った。

- ⑨ 本年度中、「証券会社最高情報責任者（CIO）懇談会」（20年9月設置）を2回開催した。

本懇談会では、金融庁の金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正及びその後の状況、㈱日本取引所グループにおける今後のシステム対応及び公益財団法人金融情報システムセンターが取りまとめた、金融機関におけるクラウド利用に関する有識者検討会報告書について、講演いただき、意見交換を行った。

また、重要インフラ連絡協議会（内閣サイバーセキュリティセンターが21年2月に設置）へ本懇談会より参加し、情報セキュリティに係る分野横断的な情報共有の推進等について検討を行った。

- ⑩ 本年度中、「証券会社情報セキュリティワーキング・グループ」（21年3月設置）を4回開催した。

本ワーキング・グループでは、会員におけるシステムリスク管理態勢の整備・充実資するための施策の一環として、会員において発生した主なシステム障害事案を取りまとめ、類型化



の上、会員に対し四半期ごとに周知した。

⑩ 本年度中、「NISA推進ワーキング・グループ」（25年3月設置）を3回開催した。

本ワーキング・グループでは、27年3月に策定した「平成27年度NISA広報実施計画」に基づき、27年度におけるNISA及びジュニアNISAの広報活動について検討を行った。引き続き、NISA及びジュニアNISAを普及推進するため、「平成28年度NISA広報実施計画」策定の検討を行った。

また、本ワーキング・グループ及び他の会議体から寄せられたNISAに関する検討要望事項について整理・検討を行った。

### (3) 総務委員会

本年度中、総務委員会を30回開催した。本委員会では、主に協会運営規則の一部改正、平成27年度収支決算見込み、平成28年度予算編成の指針及び収支予算（案）、金融商品取引業者の本協会加入又は脱退、財務分科会の正副委員長及び委員の選任、平成28年度のNISA広報活動費用の予算措置、協会基金の有効活用・見直しに伴う新たな基金の設置等、金融商品仲介業者の本協会加入に係る承認手続き等について審議し、理事会に付議又は報告した。

また、本年度中、本協会における調達事案として、平成27年度「証券投資に関する全国調査」の実施、本協会の非常用発電機の設置、平成27年度NISA広報活動の実施、平成27年「投資の日」記念イベントの実施、外務員登録・資格管理システムの現行システム利用延長、取引所外取引の報告・公表システムのリプレイス等について審議し、承認した。

本年度中、総務委員会の下部機関である「財務分科会」（16年7月設置）を12回実施した。

本分科会では、平成28年度予算編成の指針（案）の取りまとめ、外務員登録・資格管理システム及び認証基盤のリプレイスに関するシステム化計画書（案）、SI-Netのリプレイスに関するシステム化計画書（案）等について検討を行った。

### (4) 行動規範委員会

本年度中、行動規範委員会を2回開催し、顧客資産の分別管理に関する外部監査等の在り方についての議論の取りまとめ、最近の新規公開に関する問題への対応、不公正取引の未然防止等のための留意事項等について報告を行った。

### (5) 金融・証券教育支援委員会

本年度中、金融・証券教育支援委員会を7回開催し、今後の金融・証券教育支援事業の進め方、27年度における各事業の内容、28年度における事業計画等について審議・報告を行った。

また、本年度中、金融・証券教育支援委員会の下部機関として設置している「金融・証券教育支援委員会ワーキング・グループ」（23年10月設置）を5回開催した。

本ワーキング・グループでは、27年度における各事業の内容、28年度における事業計画等について具体的・実務的観点からの検討を行った。

## 4 証券評議会、業態別評議会及び地区評議会

### (1) 証券評議会

本年度中、証券評議会を7回開催し、各業態別評議会の実施状況等について報告を受けたほか、27年11月、本評議会から証券戦略会議に対し、「NISAに関する個人投資家応援証券評議会からの提言について」、「証券税制に関する個人投資家応援証券評議会からの提言について」（個人投資家応援証券評議会提案事項）及び「NISA制度に関する提言～『NISA制度の資産形成層による積極活用の定着化の推進』を目指して～」(インターネット証券評議会提案事項)について報告を行った。

また、証券評議会委員、証券戦略会議議長会社・同副議長会社の担当役員及び金融庁担当課長等をメンバーとする「証券市場に関する諸問題を考える会」を3回開催し、NISA制度をはじめとして証券市場に関する諸問題について積極的に意見交換等を行った。

なお、27年6月に地区評議会と合同で懇談会を開催し、「2015年度世界はどうかアベノミクスはどうか」（講師：みずほ総合研究所 常務執行役員 調査本部長 チーフエコノミスト 高田 創氏）と題して講演会を実施した。

### (2) 業態別評議会

#### ① リテール証券評議会

本年度中、リテール証券評議会は、幹事会を5回、全体会合を1回開催した。

幹事会においては、27年5月に「投信制度改革（2014.12から実施）の概要」（講師：株大和総研 金融調査部 制度調査担当部長 吉井一洋氏）、27年7月に「なぜ、日本人の金融行動がこれから大きく変わるのか？」（講師：株野村総合研究所 金融コンサルティング部 部長 宮本弘之氏）、28年1月に「2016年のテクニカルストラテジー 晴れた日に38915円と大家族・ロボテック社会が見える～アベノミクスは短期戦から長期上昇相場入りへの転換点。新たな金融政策が重要に～」

（講師：大和証券株 投資戦略部 チーフテクニカルアナリスト兼シニアストラテジスト 木野内 栄治氏）と題する講演会を実施した。また、金融庁担当課長を招聘し、同庁の取組みについて説明を受け、意見交換を行ったほか、株東京証券取引所との意見交換を行った。

全体会合においては、リテール証券評議会に参加する会員のマイナンバー法への対応に関連し、27年11月、特定個人情報保護委員会 事務局長 其田真理氏及び株野村総合研究所 未来創発センター 制度戦略研究室室長 梅屋真一郎氏を招聘して講演会を開催した。

#### ② ホールセール証券評議会

本年度中、ホールセール証券評議会を2回開催し、金融庁担当課長を招聘し、平成27事務年度金融行政方針について説明を受け、意見交換を行ったほか、各社から寄せられた本評議会での検討すべきテーマ等のうち、実務的な検討テーマについて、担当者を一堂に会して意見交換を行った。

また、本評議会の下部に「CSAに関する検討ワーキング・グループ」を設置し、CSAを日

本において適用する場合の論点や課題等について意見交換を行った（本年度中、4回開催）。

### ③ インターネット証券評議会

本年度中、インターネット証券評議会を4回開催し、「NISA制度に関する提言～『NISA制度の資産形成層による積極活用の定着化の推進』を目指して～」を取りまとめた。

また、「インターネット取引における検討ワーキング・グループ」（本年度中、3回開催）では、マイナンバー制度の安定導入と他業界に先行した発展的な活用方法、安定的な取引システムの提供を前提とした最新技術を活用した顧客サービスの在り方等に関する検討を行った。

### ④ 個人投資家応援証券評議会

本年度中、個人投資家応援証券評議会を8回開催し、「NISAに関する個人投資家応援証券評議会からの提言について」及び「証券税制に関する個人投資家応援証券評議会からの提言について」を取りまとめたほか、(株)東京証券取引所の担当者を招聘して、新興市場におけるIPOの現状等について意見交換を行った。

（業態別評議会の参加会員数（延べ））

（単位：社）

業 態 別 評 議 会	26年度末	27年度末	増 減 数
リテール証券評議会	88	87	▲ 1
ホールセール証券評議会	31	31	0
インターネット証券評議会	24	23	▲ 1
個人投資家応援証券評議会	21	20	▲ 1
合 計	164	161	▲ 3

## (3) 地区評議会

本年度中、地区評議会を12回開催し、証券戦略会議における審議事項等について報告を行うとともに、各地区から寄せられた課題等について情報交換を行った。

また、27年9月、リテール証券評議会幹事会と合同で懇談会を開催し、「リテール証券営業における女性の能力活用」（講師：アルファ・アソシエイツ(株) 代表取締役社長 藤原美喜子氏）と題する講演会を実施した。

## 5 分科会・委員会等

### (1) 自主規制企画分科会

本年度中、自主規制企画分科会を15回開催し、会社法の改正に伴う自主規制規則の一部改正、金融商品取引業の拡大等に伴う自主規制規則の一部改正、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の改正に伴う「個人情報の保護に関する指針」等の一部改正、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴う「個人情報の保護に関する

指針」等の一部改正、店頭有価証券の取引に関する確認書の取扱いの見直しに係る「店頭有価証券に関する規則」等の一部改正、「少人数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の廃止、信頼性確保に向けた職業倫理意識の向上及び法令・諸規則等コンプライアンスに関するプログラムの実施や実務的で多様な研修方法等を基本方針とした「平成28年度における協会員に対する研修基本計画」、協会員の法令・諸規則の遵守状況及び内部管理態勢の整備状況等を点検するための「平成28年度における協会員に対する監査計画」等について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、自主規制企画分科会の下部機関であるワーキング・グループ等の検討状況は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「自主規制規則の改善等に関するワーキング・グループ」（19年1月設置）を19回開催した。

本ワーキング・グループでは、前年度に引き続き、アナリストのアナリスト・レポート以外の手段による情報提供行為の在り方について、情報の内容及び情報管理等について検討を行った。また、「プレ・ディール・リサーチ・レポート」について、同レポートに係る定義や取扱い等の検討を行った。

また、犯罪による収益の移転防止に関する法律その他の関係政省令等の改正等を受け、本協会が24年8月3日に発出した「犯罪による収益の移転防止に関する法律及び同政省令に関するQ&A」を改訂するため、検討を行った。

- ② 本年度中、「広告等の表示及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング・グループ」（15年7月設置）を8回開催した。

本ワーキング・グループでは、「インターネットにおける自主規制のあり方に関する懇談会」からの検討依頼を受け、ウェブサイト上の表示の在り方等について検討を行った。27年10月、投資信託のランキング表示、少額投資非課税制度（NISA）及びインフラファンドに関する留意事項について周知するため、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

27年12月、28年より、未成年者向けの少額投資非課税制度（ジュニアNISA）が導入されることに伴い、当該制度の留意事項等について周知するため、「広告等に関する指針」の一部を改正した。

また、景品類として有価証券を提供する行為及び景品類の提供に係る「取引の価額」の考え方等についても検討を行った。

- ③ 本年度中、「研修編成ワーキング・グループ」（24年9月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、「平成28年度における協会員に対する研修基本計画」を取りまとめたほか、「自主規制部門の研修カリキュラム」（22年7月制定）の改正を行った。

- ④ 本年度中、「協会員の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」（27年2月設置）を9回開催した。

本ワーキング・グループでは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行を踏まえた、協会員において講ずべき安全管理措置及び個人番号の実務上の

取扱いにあたっての留意事項等について検討し、「個人情報の保護に関する指針」等を一部改正するとともに、関連する社内規程モデル等の一部改訂及び策定を行った。

## (2) エクイティ分科会

本年度中、エクイティ分科会を10回開催し、会社法改正に伴う「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」等の一部改正、インフラファンド市場の開設に伴う「有価証券の引受け等に関する規則」等の一部改正並びに「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」及び「株主コミュニティに関する規則」の制定等について審議し、自主規制会議に付議した。

また、エクイティ分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況は、以下のとおりである。

### ① 本年度中、「引受けに関するワーキング・グループ」（18年6月設置）を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、POT方式を採用した場合の複数の会員の需要申告と『有価証券の引受け等に関する規則』に関する細則で禁止する「一の投資者の同一の需要に基づく複数の申告」との関係を整理するため、ブックビルディング手続きにおける「POT方式」採用時の需要申告について検討を行った。

### ② 本年度中、「引受審査に関するワーキング・グループ」（23年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、27年3月に(株)東京証券取引所等より、本協会に対して、最近の新規公開における問題への対応に関する要請がなされたことに伴い、会員における引受審査及び本協会の自主規制における対応について検討を行った。

また、日本公認会計士協会と本協会の合意文書である『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱の一部改正の検討を行った。

### ③ 本年度中、「持株制度に関するワーキング・グループ」（19年11月設置）を2回開催した。

本ワーキング・グループでは、社会保障・税番号制度導入後の持株制度における個人番号の取扱いについて検討を行った。

## (3) 公社債分科会

本年度中、公社債分科会を7回開催し、外国投資信託証券目論見書等の本協会への提出義務の廃止等をするための「外国証券の取引に関する規則」の一部改正、国債の決済期間の短縮(T+1)化に向けた市場慣行の整備のための「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正及び「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の策定について審議するとともに、特例私売出しに係る経過措置が本年3月31日をもって終了することを受けた「少数向け勧誘対象海外発行証券に係る『外国証券の取引に関する規則』の特例に関する規則」の廃止等について審議し、自主規制会議に付議又は報告した。

また、公社債分科会の下部機関であるワーキング・グループの検討状況等は以下のとおりである。

- ① 本年度中、「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、社債の取引情報の発表停止基準等の設定方法を定めるとともに、ガイドライン（「売買参考統計値に関する取扱いについて」及び「社債の取引情報の発表に関する取扱いについて」）の改正等について検討を行った。
- ② 本年度中、「公社債の店頭取引等に関するワーキング・グループ」を2回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の改正等について検討を行った。
- ③ 本年度中、「外国証券の取引等に関するワーキング・グループ」を1回開催した。  
本ワーキング・グループでは、「外国証券の取引に関する規則」及び「外国証券取引口座約款」の改正等について検討を行った。
- ④ 「投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ」は、所期の目的が達成されたことに伴い、27年6月23日付で解散した。

#### (4) 金融商品分科会

本年度中、金融商品分科会を5回開催し、「標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）の一部改正について」等について審議し、自主規制会議に付議した。

また、本年度中、金融商品分科会の下部機関である「証券化商品に関するワーキング・グループ」を1回開催した。

本ワーキング・グループでは、「標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）」の一部を改正したことに伴い、「標準情報レポーティング・パッケージ（SIRP）ガイドブック」の改訂を検討し、金融商品分科会へ報告の後、27年9月8日にガイドブックを公表した。また、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）から公表された「簡素、透明性が高く、比較可能な（STC）証券化商品を特定する要件」について意見交換を行った。

#### (5) 規律委員会

本年度中、規律委員会を2回開催し、協会の処分について審議し、自主規制会議に付議した。

#### (6) 外務員等規律委員会

本年度中、外務員等規律委員会を6回開催し、協会の外務員等に関する処分等について審議し、会長に報告した。

#### (7) 事故確認委員会

本年度中、事故確認委員会を24回開催し、協会から提出された事故調査確認申請書について審議した。

## (8) 外務員等資格試験委員会

本年度中、「外務員等資格試験委員会」を7回開催し、外務員及び内部管理責任者等に求めるべき知識を明確化した文書(シラバス)の更新に係る報告及び不正受験事案に対する措置決定等を行った。

## 6 監事会

本年度中、監事会を5回開催し、本協会の業務の実態につき、監事間で情報の共有を図るとともに、会計監査(四半期監査及び決算監査)等を実施した。27年5月、本協会の業務の執行及び会計に関して監査を行った結果を踏まえ、平成26年度監査報告書を作成した。

## 7 人事推薦委員会

本協会の役員候補者並びに自主規制会議、証券戦略会議、総務委員会、行動規範委員会及び金融・証券教育支援委員会の委員候補者を推薦するため、自主規制会議人事推薦委員会を2回、証券戦略会議人事推薦委員会を2回、人事推薦合同委員会を6回開催した。

## 8 懇談会等

### (1) 社債市場の活性化に関する懇談会等

本年度中、「社債市場の活性化に関する懇談会」(21年7月設置)を1回開催するとともに、本懇談会の下部機関である「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」(25年2月設置)の実務者を中心とした会合を3回開催した。

本会合では、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資家の裾野拡大に向けた環境整備を図っていくため、コベナンツ・債務の状況等に関する開示事例集及び社債管理人制度(仮称)に関する社債要項等の作成について実務的な観点から検討を行った。

### (2) 証券受渡・決済制度改革懇談会

本年度中、「証券受渡・決済制度改革懇談会」を3回開催し、本懇談会の下部機関である「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」(21年9月設置)で取りまとめた「国債の決済期間T+1化の実施目標時期等について」等について審議を行った。

### (3) インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会

本年度中、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」(26年6月設置)を1回開催し、同懇談会の中間報告書(『インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会』中間報告書)の検討事項に関する各検討会議体における検討状況について報告し、意見交換を行った。

#### (4) 金融庁証券市場行政連絡会議との懇談会

本年度中、「金融庁証券市場行政連絡会議」（14年8月、金融庁において設置された会議体）と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の資本市場を巡る諸問題や現在検討中の制度改正の概要等について意見交換を行った。

#### (5) 財務省との懇談会

本年度中、財務省と証券戦略会議との懇談会を2回開催し、最近の経済情勢等について意見・情報交換を行った。

#### (6) 国際関係懇談会

本年度中、国際関係懇談会（他の会議体との合同開催を含む。）を6回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 27年4月、金融庁総務企画局総務課国際室及び市場課市場業務室 担当官、LEI財団理事、LOUの東京証券取引所 担当者が、LEI（Legal Entity Identifier）の親子関係情報の登録に関する検討の進捗など最近の動向や今後の見通し等について説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ② 27年9月、金融庁総務企画局審議官 氷見野 良三氏（国際担当）が、証券監督者国際機構（IOSCO）などにおける昨今の議論の動向や今後の国際金融規制を説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ③ 27年12月、国際銀行協会連合会（IBFed）常務理事（Managing Director）Ms. Hedwige Nuyensが、欧米のデリバティブ規制、マージン取引証拠金規制、MiFID II / MiFIR等のグローバルな金融規制の動きについて説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ④ 27年12月、プリンシパル・グローバルインベスターズ社 Executive Director（元世界銀行副総裁）Dr. Madelyn Antoncicが、システミックリスクに対する規制の状況及びグローバルに活動する投資家の動向を交えつつ世界的なアセットマネジメントビジネスの現状及び見通しについて説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ⑤ 28年1月、欧州証券市場監督局（ESMA）長官 Mr. Steven Maijorが、ESMAの使命・活動、MiFID II等のEUの証券市場規制改革と非EU法域への影響、CMU（Capital Markets Union）、ESMAのガバナンス等の欧州証券市場を巡る規制改革の動向について説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。
- ⑥ 28年3月、米国証券業金融市場協会（SIFMA）President & CEO Mr. Kenneth E. Bentsen, Jr.らが、ドット・フランク法の現状及びフィデューシャリー・デューティー（受託者義務）に関する議論の今後の展開等、最近の米国証券規制の動向について説明し、懇談会メンバーと意見交換を行った。



#### (7) NISA推進・連絡協議会

本年度中、「NISA推進・連絡協議会」を1回開催した。

27年4月、「ジュニアNISA（仮称）」の名称について検討を行い、本制度の名称を「ジュニアNISA」とすることに決定した。

27年4月、「職場積立NISAに係る実務上の取扱い（Q&A）」等を取りまとめ、公表した。また、27年6月、「職場積立NISAに関するガイドライン」に基づく報告・集計（報告・集計要領）を策定（27年12月改訂）するとともに、28年3月、職場積立NISAの導入状況を取りまとめ、公表した。

#### (8) BCP対策委員会

本年度中、証券市場BCPフォーラムのBCP対策委員会を5回開催した。その検討状況は以下のとおりである。

- ① 26年度及び27年度のBCP対策委員会の活動報告書の取りまとめを行った。
- ② 27年度の証券市場BCP共同訓練を行うにあたり、市場参加者等から証券関係機関へのファイルの提出（双方向機能）、取引所金融市場外取引等のシステム稼働状況を踏まえた自社対応訓練及び他市場（短期金融市場及び外国為替市場）との連携等を踏まえた共同訓練手順等について検討を行った。

#### (9) 東京国際金融センターの推進に関する懇談会

本年度中、「東京国際金融センターの推進に関する懇談会」（26年9月設置）を3回開催した。

27年9月、本懇談会の検討結果を「東京国際金融センターの推進に関する懇談会報告書」として取りまとめ、公表するとともに、同報告書で掲げられた資産運用業の国際競争力強化に向けた課題や、投資家の中長期的な資産形成につながる投資商品の提供のための方策について検討を行うため、本懇談会の下に、本協会、投資信託協会及び日本投資顧問業協会の共催により、「資産運用等に関するワーキング・グループ」を設置した（本年度中、6回開催）。

#### (10) 「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会

本年度中、「株や社債をかたった投資詐欺」被害防止対応連絡協議会（旧「未公開株式の投資勧誘による被害防止対応連絡協議会」（21年9月設置））を1回開催し、本協会や警察・行政等の関係機関における投資詐欺の被害防止に係る対応状況等の情報共有・交換を行った。

### 9 役員等

#### (1) 会長、副会長等の就退任

- ① 27年6月30日付退任 稲野和利氏（会長）、古賀信行氏、島崎憲明氏、鈴木茂晴氏、大久保良夫氏（副会長）、森本学氏（専務理事）

- ② 27年7月1日付就任 稲野和利氏（会長）、古賀信行氏、島崎憲明氏、鈴木茂晴氏、森本学氏（副会長）、岳野万里夫氏（専務理事）

(2) 会員理事・特別会員理事・会員監事の就退任

- ① 27年4月1日付就任 林信秀氏（特別会員理事）  
② 27年6月30日付退任 加藤哲夫氏（会員理事）、菊池廣之氏、三浦聖人氏（会員監事）  
③ 27年7月1日付就任 加藤哲夫氏（会員理事）、菊池廣之氏、齊藤透氏（会員監事）  
④ 28年3月31日付退任 林信秀氏（特別会員理事）

(3) 執行役の就退任

- ① 27年6月30日付退任 平田公一氏（専務執行役）、小柳雅彦氏（常務執行役）、村井 毅氏、山内公明氏（執行役）  
② 27年7月1日付就任 平田公一氏（専務執行役）、村井 毅氏、北村伸司氏（常務執行役）、山内公明氏、石倉宏一氏（執行役）

(注) 27年3月31日を選挙期日とする特別会員選挙で特別会員理事選出、6月12日を選挙期日とする会員選挙で会員理事及び会員監事選出、6月15日の定時総会で会長及び常任理事選出。